

令和4年加美町議会第3回定例会会議録第3号

令和4年9月8日（木曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	鎌田裕之君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君

保健福祉課長	森田和紀君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括支援センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
小野田支所長	内海茂君
宮崎支所長	嶋津寿則君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教 育 長	鎌田稔君
教育総務課長	上野一典君
生涯学習課長	浅野善彦君
農業委員会事務局長	庄司一彦君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局 長	猪股良幸君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主 事	鈴木智史君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第76号 加美町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 4 議案第77号 加美町住民バス条例の一部改正について
- 第 5 議案第78号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第79号 加美郡土地開発公社の解散について
- 第 7 議案第80号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 8 議案第81号 工事請負契約の締結について（令和4年度漆沢大橋ほか2橋修繕工事）

- 第 9 議案第 8 2 号 令和 4 年度加美町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 1 0 議案第 8 3 号 令和 4 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 1 議案第 8 4 号 令和 4 年度加美町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 2 議案第 8 5 号 令和 4 年度加美町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 3 議案第 8 6 号 令和 4 年度加美町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 認定第 1 号 令和 3 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 認定第 2 号 令和 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 認定第 3 号 令和 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 4 号 令和 3 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 5 号 令和 3 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 6 号 令和 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 7 号 令和 3 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 認定第 8 号 令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 2 認定第 9 号 令和 3 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 3 認定第 1 0 号 令和 3 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 4 認定第 1 1 号 令和 3 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

今日は、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、16番伊藤 淳君、1番尾出弘子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、10番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、一般質問をさせていただきます。

大変質問の量が多いので、若干早口になることをお許しいただきたいと思います。

3件通告しておりますが、1件目、風力発電を含む加美町エネルギー・環境政策について。

1、加美町バイオマス産業都市構想が平成28年10月5日に農林水産省から承認を受けました。その中の、こちらがバイオマス構想の書面ですが、この55ページにフォローアップの方法ということがあります。その中に、原則として5年後の平成33年度をめどに中間評価及び構想の見直しを行うとあります。一部事業が休止の状態の中でどのように評価しているのか。同じ構想書の中の56ページ、「8 その他の地域計画と有機的連携」という項目の中に加美町環境基本計画とありますが、平成28年度に期間が終了しております。その後の状況はどのようになっているのか。

2点目。2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を県内の自治体、約3分の1程度が行っておりますが、加美町のエネルギー基本政策はどのようなものか。また、上記の表明をどのように考えているのか。

3点目。風力発電に対する住民の方々の理解が進んでおりません。加美町のエネルギー基本

政策と環境基本計画を関連づけ、町の果たすべき役割として、エネルギー問題に対する取組と環境保全を住民の理解と協力の下に進めなければならないと思いますが、どのようなお考えか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、木村哲夫雄議員のご質問3点、再生可能エネルギー等に関するご質問にお答えしたいと思います。

まず、加美町バイオマス産業都市構想の中間評価についてお答えいたします。

事業化プロジェクトであるバイオガス化事業と未利用木質資源の燃料化事業、公共温泉施設におけるまきボイラー導入事業の取組の進捗状況と計画の見直しの必要性について、中間評価でまとめております。

バイオガス事業につきましては、平成28年度から2年間、実証試験に取り組んだものの、ランニングコストの面などで課題があり、事業実施には至りませんでした。バイオガス化技術の情報収集と町民への普及啓発を推進していく必要があるといたしました。

2つ目の、未利用木材資源の燃料化事業につきましては、町有林を活用したまきの販売、住民団体によるまき、炭の製造、販売に取り組んでまいりました。ただ、温泉施設へのまきボイラー導入については休止状態であります。

3点目の、公共温泉施設におけるまきボイラー導入につきまして、平成30年度から基本設計と実施設計に取り組んだものの、工事費が増加し、費用対効果の面から事業実施には至らず、コスト削減に係る情報収集や効率的な運用について検討が必要であるとしております。

同じく、他の地域計画との有機的連携の中に加美町環境基本計画とあるが、平成28年度に期間終了した後の状況はどうなっているかというご質問にお答えしたいと思います。

また、その後の質問で、2の質問でしょうかね、関係しておりますので、併せてお答えしたいと思います。

2の質問は、加美町エネルギー基本政策はどのようなものかと。また、2050年CO₂排出ゼロ宣言、CO₂排出ゼロ表明をどう考えているかというふうなことでありましたので、併せてお答えしたいと思います。

環境問題は、私たちの身近な生活環境から、自然環境、地球環境の問題と広がっておりまして、ますます複雑多様化していると感じております。

国連で採決されたパリ協定での脱炭素社会の実現、2050年までに脱炭素社会の実現ということですが、それや、2015年国連サミットで採決されたSDGsを機に、社会情勢は持続可能性の追求に向けて大きくかじを切ったと思っております。

我が町におきましても、地域循環型社会の形成や自然共生社会の構築など脱炭素社会に取り組み、持続可能な町を構築し、次世代に引き継ぐことは重要な課題と認識をしております。

環境基本計画を策定した15年前とは社会情勢や動向が大きく変化いたしました。環境課題解決のため、今般の社会情勢や動向を十分に踏まえ、新たなエネルギー政策を軸とした加美町環境基本計画を令和6年度を目標に策定してまいります。

そのため、今回、関係課長で構成した加美町脱炭素化推進検討部会を、加美町のエネルギー対策を担う企画財政課を中心に組織するとともに、策定に当たり環境省の補助事業も視野に入れるように指示をしております。

今年度、宮城県で関連する4つの基本計画を一体化したみやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略が策定されます。加美町にも第二次加美町総合計画、環境基本計画など、環境に関わる計画が複数ありますので、県の戦略を参考に町としても統一した計画にしたいと考えております。

なお、ご質問の2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明につきましては、表明しようと思えばいつでも表明はできますけれども、町としましては計画策定の進捗状況を踏まえながら、やっぱり実効性のあるものにしていかなければなりませんので、適切な時期に表明をしたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、バイオマス産業都市構想の事業が計画を策定するのに311万1,000円、バイオガス化の事業に1,836万5,000円、合計2,147万6,000円の事業費をかけて休止しております。南三陸町では、同じ株式会社アミタが成功し、7年の実績を積んでおります。何が違うと考えますか、町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私どもも実証事業をする前に南三陸町に行って、アミタのお話も聞いてまいりました。私が認識していることの一つは、たしか南三陸は下水道施設だったのでしょうか、既存の施設を活用しているというところが一番は違う点だろうなと思っております。その点幾つか違いはあると思いますけれども、加美町の場合、やはり初期投資が膨大ですから、それが

なかなか回収できるビジネスモデルがつかれない。毎年の町の負担が6,000万円を超えると、皆さんご承知のとおり。これではとてもビジネスモデルと言えませんので、これは中断せざるを得なかったということで、今、別の方法による取組、調査研究をしております。近々、最近新たな仕組み、システムができたということで、担当課に調査に行くように指示をしているところであります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 8月23日付、河北新報、この全部を紹介すると大変なので、この記事にアマタの社長が出ております。ここでこのように書かれておりますが、南三陸町は50回以上の住民説明会を行い、住民の理解と協力が行われてきたと。この辺が違うと思います。

加美町の場合、この計画をつくる際も、ある意味では思いつきと言っては失礼ですが、ぱたぱたとつくって、国の申請を行い認定いただいたというところがあるので、十分な検討がなされないままに進んだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は担当課で十分検討したと思っておりますし、それから、これを進めるに当たりまして、関係者に聞き取り調査、住民説明会もしたと記憶しております。生ごみの回収、これについても住民説明会をしまして、そして回収を実際に実証事業もしました。実証事業をした結果、当初はなかなか大変だろうなと思っていた方々も、やってみたら意外とできるのではないかというふうな感想をいただいたということも聞いております。

それから、このバイオガス化で一番の問題は液肥です。メタンガス発酵過程で大量の液肥が出ますから、この液肥をどう処理するかということが大きな問題です。

特に、そういったことで、これは農家さんにも協力いただきまして、南三陸でたしかできた液肥だと思えますけれども、提供いただいて散布をいたしました。ネギ農家さんから大変好評をいただきました。ただ、これも特別な液肥を散布する機械の導入なども必要になってまいります。これもかなりコストがかかります。

それから、南三陸と違うところは、雪が降りますから、冬場は農地に還元できません。ですから、かなり巨大な貯留槽を造って、そこにため込まなければならないということもあります。これも膨大なコストがかかります。

ですから、いろんな違いがあると思っておりますが、必ずしも、住民、50回したかどうか私も分かりませんが、かなり担当課は努力をして、そういった関係者と話し合いをしながら事業を進

めたものと。決して思いつきではなく行ったと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは次に、今年の1月31日に加美町と株式会社ウェスタ・CHPと連携協力に関する協定を結びました。その後どのように進んでいるのか伺いますが、それと、この企業がウェブ上で会議をした昨年、2021年8月25日の資料によりますと、協定をする前からこの書類の中に、発電した電力はFITを申請し、隣接している加美町が出資する株式会社かみでん里山公社に販売、ビレッジ内の電力はかみでん里山公社より購入予定ということで、協定する半年ぐらい前から、こういったことで全国に講演をしております。このいきさつについて、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 誤解があると思います。そのビレッジというものは、既に川渡にできているビレッジなんです。そのビレッジで、既に地元の木材を使って建物を建てておまして、そして、その建物の敷地の中にバイオでもって熱と電気を供給しております。その電気をかみでんが購入して、そして川渡のビレッジに供給をしているということでありまして。これからの事業ではありません。おそらく誤解していらっしゃると思いますけれども、ですからそれは別物としてお考えになっていただいて結構だと思います。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それは第2問なので、第1問の、その後どのような事業といたしますか、話合いをしているのか。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

CHPとの協定後の町としての取組なんですけれども、脱炭素100という環境省の事業、令和4年度からスタートしております。こちらが、先行地域100を目指した取組を自治体が、この脱炭素社会を構築するためのいろいろな取組というところで、この町もいろいろな部署の課長たちに集まっておきまして、会議を1度開いて、その中で、CHPさんとの連携をした中での取組をとということで、ただいま2回目、9月にも今度、脱炭素関係の取組の会議を行うというようなことで進めている状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

次、脱炭素の関係なんですが、タブレットの資料の一番右側にあります⑧から⑫、庄内風力発電というものをちょっと説明いたしますので、随時ご覧いただければと思います。

山形県の庄内町は、日本三悪風というんですかね、要するに風が非常に強かったり迷惑だったというものを逆手に取って、1980年から風力発電の実証実験だったり、生ごみ、もみ殻、畜ふんのバイオマス資源の利用など、エネルギーについて四十数年前からやってまいりまして、さらに脱炭素ゼロの宣言等もしておりますが、その庄内町に8月21日に行ってまいりました。

そこで現在、風力発電、見ていただきますように、町の中の田んぼだったり、住宅のすぐそば、山の上と、しかし21年ぐらいで建て替えといたしますか、解体したものもありまして、現在の私の算定した数字では20基、エネルギーの供給量が全部合わせて3万3,320キロワットのようにです。これだけエネルギーに関心を持っているところですから、これだけの発電量です。

加美町が今、建設している宮城加美発電所は、JREさんのものは10基で4万2,000キロワットです。既に庄内町の3万3,000キロワットよりもはるかに多い4万2,000キロワットの電力量を供給していると思われまます。

さらに、資料の⑥から⑦を見ていただきますと、これは議会で視察に行く予定だった鶴岡の八森山です。JREさんですが、ここもほぼ同じぐらいの規模だとお伺いしておりましたが、よくよく調べますと、八森山のほうはハブの高さは同じですが、ブレードローターといたしますか、羽根の長さが加美町よりも約9メートルほど小さいです。つまり、加美町のほうがもっと大きいんです。鶴岡は3,400キロワットが1本当たりの発電量、加美町は4,200キロワットですから、はるかに多いんですが、よく見ていただければと思います。

こういったことを考えても、既に加美町は庄内町以上の発電を計画といたしますか、4万2,000キロ、しているわけですが、これ以上増やす必要はないのではないかなと、まず一言思いました。いかがですか、町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 増やすことがあるかないかというのは我々が決められることでありません。私も何が適切かは分かりません。ただ言えることは、やはり再生可能エネルギー、これも待ったなしです。昨今の異常気象を見ても、これはもう待ったなしにCO₂削減をしなければならぬ。そのためには再生可能エネルギーには取り組まざるを得ないと思っております。

ですから、10基で十分なのか、足りないのか、それは全く分かりませんし、あくまでも民間事業ですから、民間は法律にのっとって事業を進めています。ですから、瑕疵がない限り、こ

れを十分とか足りないとかということは何の根拠もなく私の口から言うことは、これはどの町長でも首長でも言えないだろうと思っています。

ですから、我々は法律にのっとって事業を進めている企業がしっかりと法律に基づいて事業を進めているかどうか、十分その中で町の意見、住民の声、そして技術審査会の指摘、こういったことをしっかりと受け止めて、これはどうやっても、何をするにしても、人間が生きている限り、人間が豊かな生活を追求する限り、自然への負荷というものは避けられません。それをいかに低減していくか、いかに回避できるか、それをクリアした業者のみが事業を最終的に許可が得られるということですので、そこをしっかりと我々は見守りながら、言うべきことは言っていくと。それが行政、町としての役割だと私は認識しています。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それでは、実際の風力のほうに入ります。

これは昨年、2021年10月14日の経済産業省資源エネルギー庁の資料ですが、地元理解の促進についてというものがあります。この中に、2017年には条例を含む関係法令遵守を認定基準としていると。2つ目は、住民との適切なコミュニケーションを努力義務化したと。さらに、2016年の再エネ特措法の改正のときには、地元の理解の促進、地域共生に資する情報を公表するとあります。

現在行われている事業で、この経産省の指導に対して適切に行われているか伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私からお答えいたします。

これまでの、昨日、おとといの議会でもお話ししましたように、何度も事業者に対して、きちっと住民理解を得るように説明会の実施をお願いしております。JREさんにつきましては、どうしてもコロナの拡大時期でありまして、区長さんなどにもご相談しながら進めていたようではございます。中には、区長さん方から説明会を開かないでくれと、チラシでいいからといったお話もあったそうでございます。

事業者としては、積極的に住民説明会をして理解を得るというふうに考えておりますので、昨日でしょうか、おとといでしょうか、質問がありましたように、もう事業は進んでおりますけれども、法令上の義務はありませんけれども、先般、説明会を開いたということも、事業者が地元住民の理解を得たいという思いの表れだろうと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、タブレットの資料の①、②について質問させていただきます。

昨日、おとといと同僚議員が風力発電について質問しておりますが、町長は、宮城県のゾーニングマップに従ってやっているのです、加美町でゾーニングをつくっているわけではないのでというお話を何回かされておりました。

この資料は、環境省の、アルファベット、EADAS、イーダス、環境アセスメントデータベースというものがあります。これはどなたでも見ることができますので、ぜひ環境省のホームページからEADASを検索してください。物すごい量の情報が入っておりまして、大変参考になります。

この①を見ていただきたいと思います。その前に、宮城県は平成28年から平成29年度に、環境省風力発電に係るゾーニングモデル地域に選定されました。宮城県、青森県、さらに5つの市、3つの町ででした。それで、宮城県のほうに再生可能エネルギー室再エネ・省エネ推進班に電話で確認をいたしました。ホームページにもありますが、8月25日に県は風力発電導入に係る全県域ゾーニングマップは公開を停止し、市町村の状況が変わってきているため、その取扱い等の検討を行っているというお話でした。

加美町で現在検討している風力発電は、このゾーニングを見ますと、鳥屋山の部分、要するに、よく見てください、加美町と大崎市との境の部分だけがこのゾーニングの位置です。それ以外の部分は、県で指定しているゾーニングから外れております。なぜこんなに加美町にゾーニング以外のところに集中するのでしょうか。

各業者は相談に何度もおそらく役場には来ておられると思います。そのときの相談内容、この場所を選定した理由、もう一つ、こういったときに、昨日、おとといと町長は、業者選定するときにはきちんと面接もし、この業者は信頼できる、できないということで振り分けているというお話も聞きました。こういった専門的なことをする場合に、町長は今までアドバイザーをお願いしたり、いろんな方の援助をいただきながらやっているということもありました。今回の件について、アドバイザー的な相談も受けたのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これはおっしゃるとおり、県が風力発電を導入するために作ったゾーニングマップです。これは間違いない事実でございます。そのとき、必ずしも風況のいいところだけをゾーニングしたのではないんですね。つまり、業者が参入しやすいようにゾーニングマ

ップを作ったんです。参入しやすいということは、風況だけではありません。道路から近いとか、雪はあまり降らないとか、そういう業者が比較的事業をしやすいようなところを選んでいるということなんですよ。

それと、木村議員が詳しく見ていらっしゃるでしょうから、国が出しています風況マップ、これを見ていただくと分かりますように、この辺りはもう真っ赤ですね。やはり20年間の平均風速が9メートルを超えるという場所です。

これは環境省が、風力発電導入のポテンシャルが大きな東北地方において風力発電の導入を促進するため風況データベースを策定したということで公開しています。ですから、環境省も東北は風力発電の適地であるということで、こういう調査をしてデータを出しています。当然それを受けて、県も導入するためにゾーニングマップを作ったということでもあります。

そういった中で、当然これは事業者は来ます。おそらくいろんな自治体に来ているでしょう。加美町だけではないと思います。風力に限らず、いろんな業者は町に来ます。そうして来た際に、やはりお会いしてお話を聞けば、詳しいお話を聞かなくとも、その方が信頼に足る人間かどうか、信頼に足る事業者かどうか、それは特別、専門の方を交えなくても私は判断できると思っています。その専門家を交えての話合いをするということではなく、最初にお会いした際に、ある程度それは判断がつくということでお話をしたということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 風況については、皆さんの資料の②に赤い印とかがありますので、後で見てください。

次に、タブレットの③から⑤、こちらは加美町を大きくした、同じ環境省のデータですが、この中には、まず一番最初、加美町は変電所がありまして、太い幹線、それに山形、秋田から来る電力がそこに来ております。当然業者は、配電、送電する上でも、その近辺を狙っているんだと思いますが、なぜか一番最初にやったJREさんは本当に細い線のところで、しかも道路に埋設をして、お金をかけてやっております。町に相談に来たときに、この部分の4棟は町営というか、町の持ち物で、これを貸しております。この辺は当然相談があって、ぜひここにというお話だったと思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） すみません、事務方が一番分かっているはずなんですけれども、当然私に直接来ているわけでありませんから、一般論として言えば、当然これは担当課に相談に来て、

そして、使わせてほしいということだったんだろうと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間が迫っておりますので、次に進みたいと思います。

町内の風力発電計画は、保安林、防災関係、水道、水源特定保全区域、加美町水資源保全条例から見ても制限されると思います。さらに、前に議会で提案した加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例及びその施行規則で制約地域があります。そこから外れていて、建設可能な場所はありますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変厳しいと思います。JREさんはそこを全てクリアして10基お建てになったと。何度も答弁していますが、最初18基でしたから。これは町からの意見等を踏まえて、技術審査会からの意見、こういったことを踏まえて、最終的に18基から10基に減ったということでもあります。

やはりそこを業者がどうクリアできるか。クリアできなければ、これはかなり基数を減らす、あるいは最終的には事業を中止ということもあり得るんだろうと思っています。これは私どもの考えどうこうではなくて、業者がそういった指摘を、いわゆる環境負荷を軽減、回避できるかにかかっているんだと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 宮城西部発電事業計画の場所は、ほとんどが町有林、民有林が多く、町有地も含まれております。こちらを町で貸す予定はありますか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

先ほど町長が申し上げたとおり、いろんな規制がかかっている場所であれば、当然町としては同意はできないということでもあります。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間がどんどん迫るので、次に、林野庁から都道府県知事に保安林の解除に係る事務手続、令和3年6月30日付で行っております。この主なところは、保安林の解除に関する事務の迅速化、簡素化をいっております。さらに、森林法の第26条第2項4の中に、町長は今まで公益上の理由というものを再三言われております。これを調べますと、（2）公

益上の理由、その中のイ、国以外の者が実施する事業のうち、別表1に掲げる事業に該当するものとあります。別表1の16の中に、電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物とあります。これは風力発電も含まれます。ですから、風力発電を造るときは国の国有林であっても保安林解除が可能だということになります。

さらに、林野庁の治山課で出しております保安林の指定解除事務等マニュアル風力編の中には、申請手続の中で、まず事前相談があり、その次に申請書の作成、ここの書類の中に、一番下に、利害関係者の意見ということで、市町村長の同意書、さらに直接利害関係者の同意書を求めています。つまり、町長が同意をすれば国有林でも保安林の解除ができます。その例が、昨日お話のあった中泊町の13基もその制度だと考えております。いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりです。私は何度も言っていますけれども、法律に基づいてきちっと判断をするということでございます。ですから、中泊町の町長は、これは公益上の理由であるということで解除に同意したんだろうと思っています。

今、私どもとしましては、あくまでもこれは民間事業ですから、民間事業に対して解除ということは考えていないと再三申し上げているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それと、風力発電の計画の途中であっても、このように書いてあります。他の法令の許可と並行審査をすることができるというふうにして、手続の迅速化が図られるということで、国から風力発電の事業が決定されなくても同時に進めることができます。つまり、町長が同意をすれば進むわけです。町長はこういった申請が上がった場合に同意しますか、しませんか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 国は、やはり2030年まで再生可能の割合を36%から38%に上げると、目標を持っていますから、それに向けてスピードアップを図っているんだろうと思います。

この環境影響評価、3年から4年、場合によっては5年、非常に長い時間かかりますから、何とかこれを短縮したいという思いがあるんだろうと思っています。ただ、やはりこれは自然との調和、住民の生活を守るということ、当然でありますから、地元の首長としては当然慎重に検討するということになるだろうと思っていますので。

再三申し上げておりますけれども、純然たる民間の事業でありますから、それに対して公益

性というものは私は認めておりませんから、これは同意はしないということを再三お話ししておりますから。あくまでも法律に基づいて対処すると。国が今後どういったふうにかじを取るか。法律的な問題も含めて、自治体に対してどういった通達なり資料なり来るか。そういったことも当然これは勘案していかなくてはならないだろうと思っています。それは今後どういった動きになってくるか。おそらくいろんな意味で、かなり国は、これはスピードアップしないと再生可能エネルギー36%なんていうものは無理だと思っています、私は。あらゆることでいろんな動きが出てくると思います。

こういった動きに対しては適切に対応してもらいたいと思っていますし、当然議員の皆さん方にも、そういった状況が変化すれば、そういったこともお伝えしながら、皆さん方のご意見も踏まえながら、総合的にこれは判断していきたいと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間が厳しいので、次に進みます。

住民説明会の案内についてですが、町や民間主催の住民説明会の案内について、利用自粛牧草農地還元説明会や中新田保育所民営化の住民説明会などの参加者が少ない状況があります。案内などの周知徹底が不足していないか。また、このような出席の状況で、十分、住民に説明したと、理解を得られたと考えているのか。

2つ目として、風力発電の説明会の開催など行政が十分に行う必要があると思いますし、まずこの件についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） すき込みの点についてお答えします。

これは県でも大変評価しております、町の取組。加美町に専門家を招聘した勉強会とか、それから町全体を対象とした説明会、そして地域の説明会、ここまできめ細かくしているところはないと、県からも聞いております。鹿原につきましては3回いたしました。3度目は、ほとんどの方が、早くやってくれと。特に若い方々が、早くすき込みをしてほしいということで、終わった後には、町長、3回もやってくれてありがとう。これまで行政は、1回すれば、反対があろうが何しようが事業を進めたと。丁寧にやっていただいてありがとうというふうなお話もいただきました。

今後ともしっかりとやっていきたいと思っていますし、それから今年度のすき込みについては、私は広報紙でも写真入りで広報しておりますし、今申し上げたように、鹿原でも安全にすき込

みをしておりまして、全く問題なく実施されていますから、おそらくそういったことが町民の皆さん方にも理解されて、開催しても、なかなか来る方はいらっしゃらなかったのではないかと判断をしているところでございます。

どんな形の説明会でもそうなのですが、参加するということは大変なことなんですね。何かをしないで、例えば集会に参加するか、家でゆっくりするか、広報紙を開いて見るか、テレビを見るか。どうしても人間は、やすきに向かうんですよね。そこを、集会に足を向ける。広報紙を開かせる。これは大変なことだと思っていますし、もっと言えば、これは教育だと思っています。やっぱり小さい頃から地域に関わっていくという、こういったことをしていきませんと、まちづくり、町政に対して関心は持てませんから。当然、広報紙を開いて見てみようとか、集会に参加してみようとかということはないんだと思います。

ですから、昨日も言ったように、物事の本質は何かなんですよ。私は、これは教育だと思っています。やっぱり小さい頃からの家庭教育、学校教育、地域での教育、こういったところできちっとまちづくりとか政治とか、こういったことに向き合っていくと、話合いをしていくと、こういったことが私は欠かせないんだと思います。

そういった意味で、あらゆる問題は大局的に、多角的に、そして長期的に、本質、こういったことを見据えながら、時間はかかっても対応していくということが行政には求められるんだと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） ②は、風力発電の説明会開催については。

○町長（猪股洋文君） 風力についても同じことが言えると思います。やはり、よほど関心がなければ家にいたほうがよろしいわけですし、テレビを見ていたほうがいいわけですから。なかなか説明会には足を運ぶことはないと思います。意見を言いたい方は、それは足を運んで意見を述べるでしょう。こういったことも根本的には教育だと思っています。

そして、もう一つは、担当課もいろいろ努力してやっていますけれども、これから、まだまだSNSが有効に活用されておられませんので、やっぱり教育、プラスSNSの有効活用、こういったことを通して広く町民に知らせていくということが大事なんだろうと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 風力発電の説明会、記録があるのであれば、どのぐらいの方が参加したのか分かれば。分からなければ後日で結構ですが、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 後日、その資料を説明させていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 昨日、おとといと、町長は同僚議員の質問に対して、住民が誤解をしていると。確かにそういうところもあるかもしれませんが、だったら町として住民の方々にきちんと説明をすとか、誤解を解くということで町長は何かされるようなお話もありますが、どのように、いつ頃されるのか。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、10月号の広報紙で事実関係をお伝えしたいなと思っています。その後、この議会が終わらないと詳しい打合せができませんけれども、時間的余裕はありませんが、打合せを行いまして、どういった形で住民の皆さんにご説明するか。また、区長会も開かれますので、区長会でもお話をしていきたいと思っていますし、今、予定しておりますけれども、また実際、区長会、宮崎の区長さんたち17人、視察しておりますから、そういった方々の声も、ほかの区長さん方にも聞いていただくということも大事なんだろうと思っています。

もちろん町政懇談会、これも今年度も9か所行いますから、そういった町政懇談会でも皆さん方にお伝えしたいなと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 今、区長さんというお話がありました。先日、区長さん方が青森に視察に行ってきたということをお聞きしました。私も山形で2か所見ましたが、一瞬そこで見たときは、確かに風切り音ぐらいしか聞こえませんでした。ただ、1年間生活した方の意見としてこうだというのはありますが、これはやっぱり長い期間生活したり、様々なことが出てくると思います。見てきたから大丈夫だということではないと思っていますし、それと加美西部の宮崎の場合は民有林が多いんです。

それで、国の規定を見ますと、同意書は多くの方々がいても、そこの代表である行政区長が同意書を出せばオーケーとなるという文もあります。つまり、行政区長さんの判断で民有林を、保安林の指定解除をするときの同意書が作られるというふうに私は読みましたが、その辺、そうなる区長さん方がどのように判断するか、それは大きい話だと思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 確かに被害は長年観察しないと分からないということはあるかもしれませんが、ただ、やっぱり一定期間、風車が設置されていて、そこで暮らしている方々の声を聞いて

てきたということは大変、私は重いんだろうと思っています。

人間というものは、目で見て、目で見ていないんですよ。これは脳が見ています。耳で聞くようできて、耳で聞いていません。これは脳で聞いています。ですから、脳がどう反応するかなんですよ。ですから、聞こえない音でも、人によってはそのことをずっと意識していれば聞こえてくるということがあると思います。

新聞に、秋田の方々の住民の、大きく載りましたね。これを見て私、不思議に思うことが幾つかあるんですよ。2020年2月にこの方が、突然がんと音がしたと言っているんですが、これは水田に2013年に2基建っているんですよ。そのほかも何年か、時間を置いて建っていますけれども。ですから、気になりますとこれは、ほかの人が聞こえなくても、やっぱり脳が聞こえてくるんだと思います、私は。

ですから、大事なことは、よく言われていますように、住民理解を得た上で進めることが大事だというのはそういうことなんですね。住民が理解していますと、実はあまり気にしませんから、音は聞こえてこない。でも、住民が反対した中でやりますと、反対している方々はずっと意識がそっちに向かっていますから、そういったものが聞こえてくる。脳が反応する、体が反応するということが出てくるんだろうと思います。

ですから、やはり丁寧に事業者がしっかり説明して、町もやっぱり知り得る限りの情報をきちっとお伝えして、そして理解してもらいながら、この事業を進めていくということが何よりも、議員がおっしゃるとおり、私は大事なんだと思っています。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間がなくなってきました。最後、コロナ対策について。

新型コロナウイルスが猛威を振るっております。いつ、どこで誰が感染しても不思議ではない状況となっております。感染者や濃厚接触者へ、自宅療養、自宅待機中の食料品などの支援を町として行えないか伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、自宅待機者への支援についてお話をしたいと思います。

家庭内での陽性者、濃厚接触者が発生した場合の食料品の支給についてお答えいたします。

まず、陽性者につきましては、宮城県による生活用品等住宅宅配システムによって、本人の申込みから二、三日程度で食料品や日用品などを送付によって受け取ることができます。一方で、同居家族等の濃厚接触者につきましては宅配システムの対象外となりますので、ご自身で生活用品を確保する必要があります。厚労省でも、そういったことを方針として出しております。

す。

濃厚接触者の生活支援としましては、市町村独自で生活用品等の支援を実施している市町村もありますけれども、本町におきましては、そういった支援の制度はございません。担当課でも大分検討をしたと聞いておりますが、本町におきましては、ご家庭における備蓄食料の利用、ご近所、それからご親戚やご友人からの援助などの方法で生活用品の確保をお願いしたいと思っております。

この災害支援のやはり基本は、自助、共助、公助です。全て公助が賄うということは違うんだろうと。やはり数日間、これは濃厚接触者になるかならないか別として、災害もここで起こるわけですから、やはり何日間かの食料備蓄をしておくということが非常に大事だと思っておりますし、そこで足りないところは、やはり近所、ですから日頃の近所付き合いが物すごく大事なわけですし、遠い親戚より近い近所と言うぐらいですから、やっぱりこういった地域での共助、そして公助ということが大事なんだと思っています。

ですから、濃厚接触者についてはマスクなどをした上で食料や日用品の購入ということは、最低限これは可能となっておりますから、十分気をつけながらお買い求めいただきたいと思っておりますし、どうしてもお困りの方はお電話いただければ町で、町も備蓄食料を持っていますから、こういったことなども含めた対応はさせていただきたいなと思っておりますのでございます。

以上、お答えさせていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間が厳しいので。一つ提案ですが、高橋聡輔議員とも、何かいいアイデアないかなということでお話ししたんですが、危機管理室で管理している災害食料品を活用して、医師会の先生方に相談して、診察に来てコロナと判明したときに、感染者や濃厚接触者の状況を聞いて、その場で渡せるように、その医療機関に最初から何個かずつお願いするとか、そういった方法は取られないのか。それはいかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） いろいろと検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それと、今コロナで、県では市町村の発表数がなくなりました。町には人数の連絡はあるのか。

もう一点。イベントなどを中止したり開催したりする判断基準として、どのように町で今考えているのか。

この2点についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

議員が今お話しになったように、県から各自治体への新規感染者の報告というものは9月2日をもって終了してございます。それにつきましては、詳しいあれは分かりませんが、医療機関から保健所に対しての報告する内容が大分簡素化されたということで、新規感染者の所在地が把握できなくなったということで説明を受けてございます。

それと、町がイベント、行事を開催するかどうかの判断なんですが、どうしたらいいか、今ちょっと検討している最中ではございますが、一番はやっぱり県内の新規感染者の数、あとは年代別の新規感染者の数は内訳として示されておりますので、そういった状況を判断材料にしたいなと思っております。

また、職員とか小中学校の感染状況とか、濃厚接触者の状況というものは総務課に報告をいただくようになってございますので、そういったところも参考にしていきたいと考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後に、この町の行政は、やっぱり町民の方々の理解と協力がなくして行政は進まないと思います。ぜひとも協力をいただき、ご理解いただくような努力をして、皆さんでいい町をつくっていただければと思います。

終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時5分まで。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告11番、5番早坂伊佐雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○5番（早坂伊佐雄君） いよいよアンカーになりましたけれども、ちょっとメインの風力のこ

とが終わった途端に、傍聴席もすっかり空席になりました。支所の前に私も看板を立てかけているわけですが、大分疲れて、前倒しになっておりますけれども、トリをしっかりとやっていたいと思います。

それでは、大綱1問でございます。環境整備についてです。教育環境についてです。しっかり聞いていただいてありがとうございます。何かミスがあったらご指摘いただきたいと思いますけれども、まず1つ目としまして、現在目の前で統合中学校の改築工事が行われているわけですが、工事期間中と統合後の件について、まず4点伺います。

まず1点目ですが、校舎改築工事の進捗状況について。

2点目が、校舎改築工事に伴う給食について。

3点目が統合後の部活動とユニフォームについて。

4点目が統合後のスクールバスの運行経路について。

それから、別の観点で2つ目が、幼児、児童生徒のコロナの感染状況等について。

3つ目としてコドモンの利用状況等について。

4つ目として、保育所、幼稚園の再編計画の進捗状況について。

5つ目が夏の寺子屋の検証について。

6つ目、最後ですけれども、これは前回は質問させていただいたんですが、小学校の再編計画の進捗状況について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） 教育長でございます。

最後の最後に出番が回ってきました。どうぞよろしくお願いいたします。

教育環境について。現在、中学校統合に関わる校舎の改築工事が行われているが、工事期間中と統合後の件について質問があった、まず4点についてお答えします。

1点目、新設中学校改築工事の進捗状況についてご報告いたします。

本工事につきましては、限られた期間の中、迅速かつ効率的な施工を実施する必要があることから、施工範囲を分割し、複数業者による同時施工により工期の短縮を図りながら、学校運営に極力支障を来さないよう配慮し、実施しております。

8月末現在の進捗状況でございますが、1工区については28.6%の出来高、2工区につきましては46.5%の出来高、3工区につきましては48.2%の出来高です。いずれの工区も、新型コロナウイルス感染症の影響による建設資材等の調達に遅れが生じていて、影響を受けない場合

に比べると16%から20%前後の遅れが生じておりますが、事業への影響が生じないよう、工程確認、施工管理に努め、行っているところであります。

給食等の厨房機器につきましては、業務用のためメーカーが受注後の製作となることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響が数年続いていることにより生産能力の低下があり、機器類の納期が10月の予定となっているため、給食提供に影響が生じているところであります。

屋外環境整備の出来高につきましては1.9%ですが、おおむね計画どおりに進んでいるところであります。

現在、現場では工程遅延の回復や未了箇所のを順次進めており、一日も早い完成に向けて進めているところでございます。

2点目の、校舎改築工事期間中の給食についてお答えします。

小野田中学校の厨房工事は、当初、夏休み中に完了する計画でしたが、厨房機器が受注後の製作となること、新型コロナウイルス感染症の影響が数年続いていることによる生産能力の低下により厨房機器の調達等が遅れることとなり、10月中旬に完成する予定です。そのため、夏休み明けから10月までの約2か月間は、宮崎中学校で小野田中学校の給食を調理し、小野田中学校に配送しております。ただ、ご飯につきましては炊飯器の容量の関係で、宮崎中学校で2校分を炊くことが不可能のため、ラドファなどの業者と協議するなどして、完全給食の提供に努めてまいりましたが、結果としてご飯を提供できる業者がなかったため、保護者の協力をいただき、ご飯を各家庭から持参してもらっている状況でございます。

3点目、統合後の部活動とユニフォームについてお答えします。

現行の部活動は、小野田中学校で運動部が8つ、文化部が2つ、宮崎中学校では運動部が6つ、文化部が2つとなっております。統合後は、現行の部活をそのまま存続させることを基本としておりますが、運動部では陸上部、また文化部では小野田中学校の創作部と宮崎中学校の美術陶芸部を統合し、美術や創作に加えICTや地域ボランティア活動などを行う総合文化部の新設の是非を含め専門部会で検討しているところでございます。なお、宮崎、小野田地区の小学校5、6年生を対象にアンケート調査を実施しておりますので、それらの結果も踏まえ、今後決定することとしております。

野球部やバスケットなどの団体競技や陸上競技大会用のユニフォームにつきましては、公費で購入する予定で調整しているところでございます。確定次第、補正予算を計上して対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

4点目、統合後のスクールバスの運行経路についてお答えします。

スクールバスは現在、小野田中学校が4台、宮崎中学校が2台所有しておりますが、運行経路につきましては、現行の路線を基本に考えております。ただ、宮崎地区につきましては、小泉地区を除く全ての行政区の生徒が対象となりますので、現在の小野田中学校の経路の一部を延長する路線と民間に委託する路線が出てまいります。具体的には、原・台崎方面を運行する路線を延長して、上小路1と東町の一部の生徒を、また下野目方面を運行する路線を延長して袋地区や米泉地区の一部の生徒を、現在の小野田中学校で運行しているバスに乗せる計画で検討しているところでございます。

また、西川北、東川北、根岸の一部など、運行上どうしてもスクールバスが経由できない箇所がありますので、民間業者に委託する計画でございます。

以上、中学校統合に関わる質問にお答えさせていただきました。

2つ目、幼児、児童生徒のコロナの感染状況についてお答えします。

今年度の幼児、児童生徒の感染者数につきましては、令和4年8月28日時点で、認定こども園児19名、小学生123名、中学生29名の171名に達している状況でございます。月ごとに見ますと、陽性者171名中88名が8月に集中しております。この陽性者数は、令和3年度1年間で、園児、児童生徒合わせて79名だったことと比較しますと、かなりの人数となっていることが分かります。これだけ陽性者が増加している中ではありますが、園及び学校生活における新しい生活習慣の定着に伴いまして、特にマスクの適切な着用が身についてきた小中学校におきましては、第5波から第6波前半と比較して校内感染が大幅に減り、同一感染によるクラスターも5月以降発生しておりません。

令和4年度のこれまでの臨時休校などの措置につきましては、4月は臨時休園1園、学級・学年閉鎖4校、5月は学級・学年閉鎖2校、7月は学級・学年閉鎖2校、8月は臨時一部休園1園となっております。小中学校につきましては、5月以降の学級・学年閉鎖は全て1日間のみとなっております。

中新田保育所における感染状況につきましては、今年度に入り、5月に園児1名、職員1名、8月に園児17名、職員6名の感染が確認されました。8月は感染拡大防止のため、年長の2クラス、年少の2クラスがそれぞれ学級閉鎖の措置を講じております。また、中新田保育所におきましても、こども園同様、保育室やおもちゃなどの消毒作業をその都度行い、一斉メールにて濃厚接触者へのお知らせや健康観察を行うなどしてまいりました。今後も感染拡大防止に努め、園児、職員の健康管理を徹底してまいりたいと考えております。

3つ目、現在、認定こども園みやざき園で利用しております保育ICTシステム、コドモン

の利用状況についてご回答いたします。

本町で導入しております保育 I C T システムは、園児の午睡をチェックする機能と園児支援システムの 2 本立てとなっております。

まず、園児の午睡チェック機能に関しましては、ゼロ歳から 1 歳児 9 名にセンサーを服につけて、午睡中の体の向きを常時把握し、うつ伏せ寝による乳幼児突然死症候群の発症リスクを軽減しております。午睡中の園児の体の向きをクラスにいる担任と職員室でもチェックするダブルチェックの体制を取っております。

園支援システムに関しましては、全園児 56 名の保護者が登録しており、保護者との連絡機能として使用しております。今まで朝の時間に職員が対応していた園児の欠席連絡も、システムを利用することで電話対応がなくなり、登園してきた園児の対応に専念できるなど、システムを導入したことで業務の効率化が図られたところであります。また、今までノートでやり取りをしていた連絡帳をペーパーレス化し、園児の様子を保護者に連絡したり、日常の様子を写真に収め、お知らせしているところでございます。

学童保育対応 I C T システム、コドモンにつきましては、放課後児童クラブの入退室管理や災害時の安否確認など、保護者との連絡ができるシステムとして導入し、6 月より供用を開始しております。コドモンでは、児童クラブの入退室時間を保護者がリアルタイムで分かること、コロナの影響による児童クラブ利用の安否等の連絡がすぐ入り、保護者からの返信もできることから便利だという声をいただいております。

コドモンの操作は放課後児童クラブ支援員の方々が行っていますが、今後は指導員の方々のコドモンのスキルアップを図り、保護者との連携強化を目指してまいります。

なお、コドモンは児童クラブの利用保護者 409 名が登録しております。先般、アンケート機能を使い、ご協力をお願いしたところ、回答もスピーディーにいただきました。今後もそういった機能を活用しながら、保護者のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

4 つ目、保育所、幼稚園の再編計画の進捗状況についてお答えします。

教育委員会としましては、公教育の公平性、機会均等性の観点から、町内のどの幼稚園、小学校、中学校であっても、教育条件や教育環境について一定の水準を満たすよう努めなければならないと考えております。子どもたちにとって望ましい教育、保育ができる、ある程度の規模の集団の確保と保育環境の充実を図るため、令和 4 年 3 月に加美町立幼稚園等の適正規模・適正配置の考え方を定め、幼稚園等の再編を進めることとしております。

幼稚園等の再編につきましては、令和 3 年 4 月より休園となっておりました賀美石幼稚園に

つきましては、地域住民の方々のご理解を得て、令和4年6月末日をもって廃園としております。また、今年度、園児数が14名のおのだにし園幼稚園部については、幼稚園等の適正規模・適正配置の考え方に定める適正規模を下回る状況となっているところであります。次年度以降も同様の状況が見込まれ、休園またはおのだひがし園との統合を検討していく段階にあると考えております。このような公立園の現状を保護者や地域住民に説明し、合意形成を図りながら再編を進めたいと考えております。

中新田保育所の民営化につきましては、生活スタイルの多様化や保育ニーズ、保護者の働く環境への対応や、町の保育所運営費の削減を目指し、昨年度より町内外の検討委員会による検討を経て、保護者、保育士、職員説明会を開催してまいりました。今年度に入ってから住民説明会を開催し、中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会をこれまで3回開催し、運営事業者募集要項や選定要領等を作成し、審査選定委員会を10月に控えている状況です。事業者が決まった後は、保護者、事業者、町から成る3者協議会を設置し、事業者による保護者会を開催してまいります。

また、引継ぎ、合同保育を令和5年度に実施し、令和6年4月の民営化へ向けて進めてまいります。

5つ目、夏の寺子屋の検証についてご報告いたします。

夏の寺子屋は長期休暇を利用し、児童生徒の学習習慣の形成と学習意欲の向上を図るとともに、地域の幅広い人材の参画による学びを核としたコミュニティづくりを目的に実施しております。今年度は8月1日月曜日から8月6日土曜日に開催し、共同活動支援員5名、高校生や大学生、一般の方から共同活動サポーターとして31名のご協力をいただき、小学生96名、中学生60名の学習支援を行いました。

夏の寺子屋の課題でありました参加率につきましては、今年度、会場を各地区公民館や小学校に設定したことで、昨年度と比較して小学生の増加が増え、参加率が8.2%から18.3%と増加しました。また、多様な文化に触れる機会づくりとして、ALTによる英語学習指導を行ったほか、サテライトオフィス進出予定企業のJDUIによるドローンプログラミング体験を実施したことも参加率の向上につながったものと見ております。

寺子屋に参加した児童生徒からは、「サポーターに優しく分かりやすく教えてもらった。来年には教える側になりたい」「プログラミングは初めての体験で新鮮だった」などの感想が寄せられており、教育委員会としましては、児童生徒の学習意欲の向上と成長が感じられるいい機会になっていると考えております。

6つ目、小学校の再編計画の進捗状況についてお答えします。

小学校の再編につきましては、平成27年2月に策定した学校再編の基本方針を基に、複式学級の解消をうたい、これまで上多田川小学校が広原小学校に、旭小学校が宮崎小学校に統合しております。しかし、計画しておりました鹿原小学校と東小野田小学校の統合につきましては実現されず、現在に至っております。加えて今年度、鳴瀬小学校と西小野田小学校で複式学級の対象となりましたが、県から複式解消のための教員が配置されたことにより、かろうじて通常学級で運営している状況です。

こうした状況を踏まえまして、教育総務課内に幼小中学校適正化検討委員会を設けまして、1学年の下限の人数を8人とし、複式学級が校内に2つできるときに統合を考えることとした小学校の適正規模の考え方の素案をまとめたところであります。

具体的に申し上げますと、今後の児童数の推移を見たときに、完全複式の鹿原小学校に加えまして、令和5年度から西小野田小学校で、令和7年度には鳴瀬小学校で、また宮崎小学校、賀美石小学校でも令和10年度に複式学級が2つになります。このような現状を保護者や地域住民の方々に丁寧に説明し、合意形成を図りながら再編を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問の内容についてお答えさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それでは再質問させていただきますが、私も現在も自宅で、地元の小野田中学校とか西小野田小学校だけではなくて、加美郡の3中学校とか、小学校も複数の児童生徒に学力向上のために微力ながらやっているつもりですので、その保護者の送迎の際とか、子どもたちのちょっと休憩時間といいますか、合間のときにいろんな情報が入ってきたり、あと保護者から、特に迎えのときに、やっぱり議員をしているということもありますので、いろんな質問だとか要望とか数多くいただく場合もあります。そんなところもあって、いろんな細かい情報も入ってくるわけですけども。

そういうものを基にして何点かお聞きしますが、まず現在の改築工事の中で、8月の下旬に1階と2階から、何が原因か分かりませんが、9月の中旬に定期考査があったんですが、その前に、雨漏りではないんですけども、それが水道管なのかどうか分かりませんが、普通の教室ではもう水浸しで授業ができない。しかも、ロッカーに置いている教科書とかがもう全部ずぶぬれで開けない。学習ノート、ワークブックも開けない。定期考査の最終日にあれは提出することになっているんですけども、その前の期間中にも教科書が水浸しだし、勉強もで

きない。そういうことがありました。何が原因だったのか分かりませんが、その日全部モップがけなり雑巾がけをして、特別教室で授業をした学年とかクラスがあるんですけども、その辺というものは教育委員会で承知していますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。よろしくお願いいたします。

中学校からちょっと報告はあったかも分かりませんが、私と教育長はちょっと把握できていない状況でございます。申し訳ございません。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

現場のちょっと工事管理は建設課で携わっているもので、私のほう、ちょっと聞いてはおります。それで、7月から8月の半ばまで、夏休み期間中は集中して内部の工事をやっております。8月に入って、外部の工事に取りかかってきたという状況でございます。

それで今回、外部の改修工事の中で、サッシの周りのシーリング、コーキング剤ですね、その設置替えといいますか、撤去して新設をするという、ちょっと工事も含まれていまして、天候を見ながら改修するのが一番よろしいんでしょうけれども、ちょっとその撤去をした後に、ある程度養生は取っているんですけども、ちょっと風の伴う大雨に降られまして、内部に水が浸入したという報告を受けております。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 教育の現場で子どもたちが影響を受けておりますので、その辺もぜひ速やかに横の連携をしていただいて、教育委員会としても把握をしていただきたいと思うんですけども、さっき答弁の中で、大体16%から17%の遅れだというふうな教育長から答弁があったわけですが、これは予定どおりいくのか、あるいは万が一工期が遅れた場合の対応はどうなりますか。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

現在、建物のほう、1工区から3工区まで3社で改修工事、施工をしております。今、10月31日までの工期で実施をしているところですが、どうしても各資材、少しずつ納入の遅れとかあったりして、何か思うようにちょっと施工できないというところもあるんですけども、今の状態ですと、内部に関しては一応10月中に完了させたいということで、各現場で施工に当たっています。外部のほう、屋根外壁も、そちらも天気にもちょっと左右されるんですけ

れども、10月中には終わらせたいと頑張っているようでございます。ただ、内部のほうでFF暖房機、今回更新をする予定なんですけれども、そちらだけちょっとまだ導入時期が、いつ現場に入るといものがまだ見えてきていない部分がありまして、場合によってはその分でちょっと工期が延びるとい可能性も出てくるかと思っています。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） そうしますと、理由にもよると思なんですけれども、万が一工期が延びたという場合には、町としてどういう対応を取られますか。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

工期が延びたとしても、授業に支障が出ないように努めていきたいと考えているところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 工事の打合せ、進捗状況とかのときに、町とか学校側でどうい方が出席をして、どうい頻度で工事関係について打合せはされていますか。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

2週間に1回、定期、定例打合せといことで実施してあります。それにつきましては、今回、工事監理を一応外部委託もしてありますので、その外部委託をしている監理業者、住宅建築センターなんですけれども、そちらと、あと1工区から3工区までの現場代理人、あと建設課からは担当と担当係長、あと教育委員会からも担当係長が一応出席して打合せされているはずです。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 私も以前、教職にいたときに何回か建設に携わったことがあるんですけど、やっぱり学校現場からも担当者を出すべきかなと。そして、先ほどの水漏れの原因は分かったわけなんですけれども、それがやっぱり教育委員会だとか、教育長とか教育総務課長には届いてないといふうなこともありますので、やはり現場として困っているわけですから、子どもたちに影響があったわけですから、それが、やはり2週間に1回の頻度でやっているといことでなんですけれども、ぜひその辺現場からももう少し出席をしてもらうとか、その辺見直して、いろんな点がやっぱり現場のほうでも、子どもたちからの要望とか困ったことも教職員の中でもあろうかと思なんです。ぜひその辺、まだ工期がありますので、見直していただけれ

ばと思うんですけれども。

それで、工事ですから何も不便をかけないというわけにはいかないと思うんですけれども、仮設トイレは聞いてみると、私が一々、授業をしないで聞いているわけではないですからね。誤解しないでいただきたいんですけれども、いろいろ話が子どもたちから出る中では、何か仮設の割には非常に、水洗できれいでいいという評判はあるんですけれども、今現在、在校生の中に体が不自由で、普通であれば1階、2階、3階とかと学年進行で階が移ると思うんですけれども、今やっぱりそういう理由で、学校側の配慮で固定して学年をやっていますよね。そういうことで、その仮設トイレで、数は少ないのかもしれませんが、そういう配慮というものは体の不自由な子に対してなされているのかどうか、お聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

まずもって、2週間に1回の定例会、教育総務課からは係長と担当の2名出ています。それと、学校側からは事務長と教頭先生、あと可能な限り校長も出席している状況でございますので、ちょっとたまたま私と教育長の耳に入ってきていなかったと思っています。申し訳ございませんでした。

それと、身障者というか、トイレですけれども、多目的トイレを1階に造っておりますので、そこでしてもらっている状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） それは仮設でも多目的トイレが設置されているということでもいいんですか。体育館のほうの従来のということなんですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

仮設ではなくて、常設のトイレが1階にありますので、それを今使っていただいているという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） やはり1人では多分行けないと思いますので、先生方の多少負担もあるかと思いますが、その辺ちょっと配慮いただければなおいいかなと思います。

それで、2点目のほうに入りますけれども、7月20日付で中学校から文書で、ランチルーム及び厨房も10月末までの工事予定だと。夏休み明け以降の昼食について、お弁当持参も含め現在検討中ですという文書が来ました。そのほかに、その中には、工事の進捗状況や昼食につい

て一斉メールでお知らせいたしますということだったんですが、実際メールが来たのは夏休み明け直前の8月20日、直前で来たということを送迎のときに保護者からも聞いております。いろいろ検討はされたのかもしれませんが、あまりにも直近し過ぎないかなというところもあります。

それで、先ほど教育長の答弁の中で、ラドファといろいろご飯についても協議をしたということだったんですけれども、これはいつぐらいに協議されたんですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

連絡が遅れてしまったことは本当に大変申し訳なかったと思っています。夏休みに入る前から、我々ちょっと学校のほうから、ぜひ給食を提供していただきたいということで校長先生に言われまして、7月末頃から調整が入りました。なかなか、結構やっぱり問題点がクリアすることがいろいろありまして、保健所等とも調整して、やっとなどがついたのが8月初めでございました。それで、できるということで学校にお知らせして、8月10日あたりまでには出してくださいというご指示はしましたが、教育委員会で分かったのがもう20日のメールというところで、本当に遅くなってしまったことは大変申し訳なかったなと思ってございます。

ラドファに関しましては、7月の末頃もお話はさせていただいておりました。ただ、ラドファのほうももう手いっぱいということで、難しいというご判断をいただきました。それを受けて、あと何社か業者にあたりまして、吉岡のほうまでちょっと声をかけてやりましたけれども、なかなか単価的に、やっぱり高い単価でしたので、調整ができなかったというのが現状でございます。

それと、町内では公社とか、そういうところにもちょっと声をかけましたけれども、単価的に本当に全く合わない状況でございましたので、苦肉の策でご飯だけお願いしたというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） やはり最初、これも保護者からですけれども、お弁当持参という話もありましたが、例えば何かの緊急で厨房を使えないからこの日1日とかというのとわけが違って、やっぱり2か月間なり何か月間、しかも今は昔と違って保護者の方々もかなり手の込んだお弁当を作るわけで、これを数か月というのはとんでもないという話が聞こえてきているわけですね。いろいろやり取りがあったと思うんですけれども、最終的にご飯だけとなったわけですが、さっき外部からという単価が高くてという話がありましたけれども、給食費の中に当

然ご飯の部分も入っているわけですね。そうしたら、その10月末までの分、給食費はどのようにするかとか、お弁当持参だけではなくて、給食費のほうもメールでもいいですから、あるいは学校が始まっていますから、今、文書でもいいと思うんですけども、そういう連絡もなすべきだと思ったんですが、その辺は対応されていますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

ご飯に対しての差額でございますけれども、まだちょっと正式ではございませんが、教育委員会としては返金というところでちょっと進めたいなと思ってございます。給食の関係でやりくりをして調整することもあります。やっぱりこれは明確にちょっと返金かなというところで進む予定ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 私が保護者でもないのに、理解しないでもないんですけども、やはりそういうふうにご飯を持参してもらうときに、いろいろ、さっきの話だと7月から検討していたということですから、やりくりがつかないのであれば、給食費がこうなりますよと、ご飯を持参してくださいといったときに、同時に給食費はこのように減額になりますよとか、それは当然同時に知らせるべきが当たり前ではないかなと思うんですけども、再度お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

おっしゃるとおりだと思います。そのときはもう本当に給食を提供する調整でいっぱいでしたので、そこはちょっと抜けておりました。申し訳ございませんでした。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 謝ってもらうだけの内容が一般質問ではないんですけども。であれば、生徒たちも分かるんですけども、先生たちの給食というものはどうなっていますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

生徒と同じでございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ご飯は持参してなくて、職員室の炊飯器で炊いているという話も聞こえてきているんですけども、生徒たちがですよ、今寒い時期でないからいいかもしれませんが、冷たいご飯を持ってきて、先生たちは一部なのかどうなのか分かりませんが

も、炊飯器で温かいご飯を食べてるというものは、これはやっぱり学校の中心であるべき子どもたちを考えるべきなのに、何かちょっと私は、ずれているような気がするんですけども、どう思われますか。あるいは、その事実を知っているのかどうか分かりませんが。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 教育長でございます。

初めて聞きました。すみません。やっぱりこれは早坂議員がおっしゃいましたとおり、ちょっと問題があることだと思いますので、ちょっと学校と確認して、対応、検討させたいと思います。

先ほどから議員のお話を聞いて、反省点としまして、何回か工事中も私も足を運んだんですけども、もっともっと足を運んで、子どもたちの思いや、あと先生方あるいは保護者の話もちょっとこれまで以上に聞いて対応していきたいなと思いました。

さらに、どうしても結果が決まってから通知をする習慣というか、ありますので、やっぱり途中経過、そういうことも随時丁寧に通知することも大事なかなというようなことで、先ほどからお話ししていただきましたことを今後の学校運営に、あと教育委員会の対応に生かしていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 次に、部活動とユニフォームの関係についてですけども、私も以前教職のときに、学校統合ではないんですけども、校名変更に携わって、当然、校訓、校歌、ユニフォーム等携わったことがあります。

現在進行中なわけですけども、先ほどの答弁の中では、団体競技に関しては公費という話があったわけですけども、競技によっては団体もあり個人競技もある種目もありますよね。その場合に、さっき2つしか部活名は出ていないと思うんですけども、ほかはどうなりますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

まず、毎年ユニフォームを個人で買っている種目がございます。卓球とかテニスとか、そういうものに関してはやっぱり通常どおり買ってもらおうということで、学校のほうはちょっと報告を受けております。こちらで把握しているものが、男子バスケット、野球、サッカー、あと女子バスケット、女子バレー、女子テニスもですね、申し訳ございません。失礼しました。卓球もユニフォームをそろえます。それと、剣道、陸上、吹奏楽。申し訳ございません。今ある

部活以外の、陸上部を含めて7種目ということでした。申し訳ございません。ちょっと最初の回答を訂正させていただきます。7種目を一応そろえるということになっています。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 当然個人のペア同士でこの色がいいとか、このユニフォームがいいというときには個人負担しますから、卒業後、当然個人のものでありますから、それはいいと思うんですけれども、やっぱり団体の場合には当然公費で負担して、それはやはり学校にまた保管をしてもらって、後輩たちが引き継いで、校名も変わるわけですから、それは当然そうすべきだと思うんですけれども。

それから、部活に関しては、ある程度現在のものを引き継ぐということで安心したんですけれども、やはりこれも、校歌も校名も大事ですけれども、この辺やっぱり新入生で入ってきたときに、2年後、3年後に、2年間なりやったけれども、最後の中体連のときに部活なくなりましたといったら、これは、それでなくても今少ないですから、合同とかで出ているところもあるわけですが、その辺もっと早く方針を示すべきだったかなと思いますし、今後ぜひその辺早めに、間もなく小学6年生だとか、あと現在のやっぱり在校生に関しても、中3はここで卒業しますけれども、小野中最後の卒業生ですが、在校生に対してもやっぱり早めの対応というものが必要かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、スクールバスなんですけれども、これはなぜこのような私、質問をしているかという、ここ二、三年続いているんです。これも保護者から、去年もこうだったと言われて、えっと思ったんですけれども、3月に新入生の1日入学みたいなものがありますよね。そのときに、新入生だから、どこから乗車したらいいか、何時何分に乗ったらいいか分からないので、乗車場所なり時間を聞いたら、そのときに、ある先生が、去年と同じですというふうに答えたんです。去年と同じですと、去年、保護者が新入生にいるわけですから、去年の状況は分からないのに、何かそれはやっぱり、中学3年生が卒業して、1年生が入ってくるということはもう年明けからすっかり分かるわけですから。ルートはさほど変わらないかもしれませんが、乗降場所とか、そこは当然見直して準備すべきが筋ではないかなと思うんですけれども、そういうことがあったので。

また3月になって、ましてや今回統合ですから、路線は去年と同じですという答えはないと思うんですけれども、それが数年続いているものですから、あえてここで質問をさせていただきましたが、ぜひこの辺、早めの対応ということを要望したいと思うんですが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） ありがとうございます。それをちょっと私も耳にしましたので、今回に関しては統合にかかわらず、そういう説明を早めに小学校6年生に対して、一日入学なりなんなりでちょっと説明はしっかりさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 学校によって多少温度差はあるのかもしれませんが、やっぱり教育総務課なりで、一日入学のときにはこういうふうなということで、学校でもマニュアルをそろえてあるのかもしれませんが、小学校は案外手抜きなくやっているところが多いですよ。ぜひその辺も徹底してほしいと思います。

それから、（2）のコロナ関係ですけれども、先ほど、結構いるものだなと。今までの報道でも、10歳未満とか10代とか、ワクチン接種の関係もあってかもしれませんが、かなり多い人数ですので、本町でもそうだなと思っているんですけれども、学年閉鎖とか学級閉鎖になったときには、あまり支障ないというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、個人で濃厚接触者になったとき10日とかと休みますよね。そのときに、10日間であれば教科によって1単元終わっている場合もあるわけで、そういうときの登校後の対応、フォローというものはどうされていますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） ちょっとまず、コロナ濃厚接触者の自宅待機日数については、町で決められている対応と同じような自宅待機期間としております。今、濃厚接触者だったら5日間、あと陽性になったら10日間というところです。ただ、中体連とか、あと修学旅行とか大事な行事のときには特例で2日間短縮の措置をいただいて対応しているという状況です。

それと、その遅れた部分の学校での対応については、今その辺は十分把握しておりませんが、間違いなく学校では対応はしていると思いますので、改めて学校での対応を委員会としても把握しまして、遅れを取り戻す措置とか、あるいはタブレットを使ったオンラインでの授業とか、今後対策をさらに強めていきたいなと考えているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 私も、教えている生徒で実際コロナになって休んだ。やっぱり出てきたら、1単元、数学終わって全然分からない。何かしてもらったかといったら、何もしてもらっていない。それが実態ですよ。たまたまかもしれませんが、その辺やはり後手後手に教育委員会のほうでもならないように、ぜひ早めの対応とか対策を取ってほしいと思います。

それから、コドモンですけれども、非常にこれは便利なものだなということで、私も小学生の孫がいるので、家族と同様に登録させてもらって、入所、退所から、いろんな連絡をもらえるのでいいと思っているんですけれども、先ほどアンケートというふうなこともあったわけですが、今後スキルアップとか答弁がありましたけれども、アンケートの結果とか、今後新たに改善点とか、導入するような計画、企画がもしあったらお聞かせいただきたいんです。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

まず、コドモンを使っただけのアンケートでございますが、保護者向けのアンケートを実施しましたところ、便利、安心であるという声を9割ほどいただきました。また、いい点としましては、子どもが今何をしているか分からないという状態が、コドモンを使うことで解消されて安心しているという声もいただいております。

改善点としましては、児童クラブにおけるふだんの活動の様子等を配信してほしいという声は何件か寄せられております。また、毎日子どもたちと一緒にいます支援員さん方にもアンケートを実施しましたが、まだ、導入の6月には、操作が苦手だという方が32%ほどおったんですが、先にお聞きしましたところ、それが4%ぐらいに減っております。苦手だとする方が減っていて、いい傾向だなと思っております。

今後でございますけれども、大切なお子さんを預けている保護者と児童クラブ、コドモンというツールを通してコミュニケーションが図っていければいいのかなと思います。

また、児童クラブで子どもたちがどのように過ごしているのか、保護者は大変関心があることでございますので、児童クラブでの活動の様子等を保護者へお知らせできたらなと思っております。

また、定期的にアンケートを使って保護者のニーズを把握して、今後の信頼等の構築に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 4番目ですけれども、これは確認なんですが、民営化についてはかなり進捗しているということもあって、報告があるんですけれども、ほかの園とかに関しては一応計画どおりで、現段階では変更ないということによろしいですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） こども園につきましては、今年度中に今の現状を保護者と地域の方に説明をしまして、アンケート、あるいは考え等を集約しまして、再編検討委員会を立ち上げま

して、諮問して、答申を受けて、対応していきたいと。

それと、おのだにし園につきましては大分厳しい状況で、今年度の募集した人数によって早速対応も考えなければならない状況も考えておりますので、それと併せて再編計画を動き出しておりますので、進めていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） これもぜひ保護者、我々も含めてですけれども、何か変更とか進捗があれば報告をいただきたいなと思います。

それから、夏の寺子屋に関してですけれども、出席率は上がっているというものの、在籍者に対しての出席者という、正直あんまり芳しくないんだと思うんですよ。その一つに、目的はさっき自学実習だとか、学習の習慣化とかの確立だというふうにはなっていると思うんですけども、これも前にも言ってるんですが、やっぱりほかの町では、特に中3に関しては受験に特化して講義方式でやっているんですよ。やっぱりそういうところが、中3になって学習習慣の確立といっても、もうあと半年もすれば受験ですから、そんな悠長なことは言っていられないと思うんです。夏を制する者は受験を制すということはよく言われますので、その辺やはりちょっと見直していいかなと思ったりもしているんです。

それと、さっき小学生は上がりましたと言うけれども、確かに何かこれが要因かなというのはあって、ドローンという話がありましたけれども、それがあったから何か寺子屋の小学生が上がったんだと思うんです。目玉をつくることも大事かもしれませんが、別の目的がきちっとはっきりしているのであれば、それを中に1つ入れることもいいかもしれませんが、その辺検討していただきたいことと、さっきサポーターは31名と、何か参加者の割には、私も以前見たことがあるんですけども、質問があったときにいろいろ答えやすいようにと多く配置されていることはいいと思うんですが、私もいろいろ、今教えているだけではなくて、教え子もいました。そうすると、自分の、大学生が宿題、勉強しながら、アルバイト料をもらってサポーターをやっていると。これは期間随時でも時間丸々ではないと思うんですけども、そういう実態は教育長、把握していますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 私も何か所か教えている現場に回って、いろんな地区を見ましたけれども、そういう内職をしている大学生をちょっと見かけていなかったところです。運営している支援員の先生方から聞くと、すごく来ている子どもたちは一生懸命勉強しているし、あとサポーターの高校生、大学生も一生懸命やって、そして受けた子どもたちはすごく満足度も、全

員が満足しているというふうなアンケートの結果も出ていたというような報告も受けているところですが、やっぱりよりよい夏の寺子屋の在り方もあると思うので、今後、今、早坂議員がおっしゃったことも踏まえて、よりよいものにしていければいいのかなと。さらには、放課後寺子屋が今度始まりますので、特に3年生にシフトして、その中身については検討していきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） ぜひ内職ではなくて、何か本職がどっちなのか本末転倒になっているところもありますので、教育長が行ったときに内職はしていないと思うんですけども、ごく一部かもしれませんが、そういうこともありますので、ぜひ。

それから、最後です。いいですか。すみません。簡単に確認だけさせていただきますが、小学校の再編計画ですけども、さっき1学年が8名で複式が2つと。今回は加配があって免れているところもあるわけですけども、この素案をまとめられた時期というものはいつぐらいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 課内での検討委員会はずっと今年度、担当がまとめているところでありまして、一応8月中にはある程度素案がまとまっているところであります。よろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして5番早坂伊佐雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ここで、企画財政課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

先ほど一般質問のときに、木村議員の質問で、説明会の開催と、あと人数のことについて後ほど説明ということでございましたので、それについてご説明申し上げます。

環境影響評価法に基づく説明会と参加人数。

平成29年9月6日、（仮称）宮城加美風力発電事業、場所がやくらい文化センター、参加人数14名です。

令和元年7月10日、（仮称）宮城加美風力発電事業、やくらい文化センターにおいて15名の出席。

それから、（仮称）宮城山形北部風力発電事業につきましては、令和2年2月7日に漆沢多目的集会所において開催し、9名。それから、令和2年2月13日、旭地区の公民館で9名。令和2年2月18日、やくらい文化センターにおいて8名。

次に、（仮称）ウィンドファーム八森山、こちらが令和3年1月に開催予定でしたが、コロナの影響で中止となっております。

同じく、令和3年の1月に宮城山形北部風力発電事業、こちらについてもコロナで中止となっております。

令和3年2月10日、（仮称）宮城風力発電事業、宮崎地区公民館20名。それから、令和3年2月14日、旭地区公民館で18名。令和3年2月17日、宮崎公民館で17名。

次に、（仮称）ウィンドファーム八森山、こちらは広報車の説明会になります。令和3年6月26日、東鹿原集会所5名。令和3年6月27日、やくらい文化センターで11名。

次に、（仮称）宮城山形北部Ⅰ・Ⅱ風力発電事業、こちらは広報車の説明会になります。令和3年6月27日、やくらい文化センターにおいて14名。令和3年7月4日、旭地区公民館において12名。令和3年7月4日、中新田公民館において37名ということの事業所の報告になってございます。

事業者だけでなく、これからは町としてもできるだけ情報の発信に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

日程第3 議案第76号 加美町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、議案第76号加美町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第76号加美町犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明申し上げます。

犯罪によって亡くなられた方のご遺族や重傷病者、また身体に障害の後遺症が残った被害者などに対しては国から給付金が支給されますが、国から犯罪被害者等に交付金が支給されるまで半年以上の時間を要することや、犯罪被害者等の生活支援など課題も多くあるのが現状です。

そこで、本案件は犯罪被害に遭われた方に対して、早期の回復と日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう本条例を制定し、支援するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号加美町犯罪被害者等支援条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号加美町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号 加美町住民バス条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第4、議案第77号加美町住民バス条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第77号加美町住民バス条例の一部改正についてご説明申し上げます。

町では、住民バスの利便性や効率性を高めるため、令和2年度からアンケート調査、利用状況調査等を行い、運行内容の見直しについて検討してまいりました。本案件は、町民ニーズや検討結果を踏まえ、令和4年10月1日から路線バスの中新田地区の町なかへの路線延長、フリー乗降区間の新設、運賃の見直し、予約制バスの名称変更と運行エリアの拡大及び増便などの変更を行うもので、運行内容の変更に伴い、運行路線、利用者の範囲及び使用料運賃などの一部を改正するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号加美町住民バス条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号加美町住民バス条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第78号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、議案第78号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第78号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が令和4年5月2日に公布され、本年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

この法律の主な改正内容は、公務員に係る妊娠、出産、育児などと仕事の両立支援のため、育児休業の取得回数が原則1回までであったものが2回まで取得可能となったことに加え、子の出生後8週間以内の取得回数も2回まで可能となったこと。また、子の出生後8週間以内に育児休業についての請求期限を1か月前から2週間前までに短縮されたことなどです。

これらの改正に伴い本条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、育児休業の取得回数が2回まで取得可能となることに伴い、育児休業等の計画書による申出の要件を削除すること、また非常勤職員の子の出生後8週間以内に育児休業の取得要件が緩和されたこと。子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中で夫婦交代での取得が可能となる措置を講ずることなどです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第79号 加美郡土地開発公社の解散について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第79号加美郡土地開発公社の解散についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第79号加美郡土地開発公社の解散についてご説明申し上げます。

加美郡土地開発公社につきましては、これまで公共施設の建設用地や同用地の先行取得などの業務を担い、まちづくりに貢献してまいりました。しかし、社会情勢の変化などにより、土地の先行取得の効果が希薄となっていることに加え、今後公社を活用した土地の先行取得の予定もないことなどから、公社を解散するという結論に至りました。このことにつきましては、令和4年5月13日に開催した公社理事会に諮り、公社解散について同意を得ております。

つきましては、加美郡土地開発公社の解散について、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号加美郡土地開発公社の解散についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号加美郡土地開発公社の解散については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第80号 和解及び損害賠償の額の決定について

- 議長（早坂忠幸君） 日程第7、議案第80号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第80号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案件は、令和4年5月15日午前11時30分頃、国立音楽院宮城キャンパス駐車場内において、加美町地域おこし協力隊が国立音楽院宮城キャンパスの社用車を運転し、車両を後退させた際に、背後にあったフェンスの支柱に衝突し、車両に損害を与えたことに対し、過失割合が町100%により賠償額が決定したものです。

つきましては、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

- 4番（味上庄一郎君） 地域おこし協力隊が会計年度任用職員の扱いであるということで、町の職員という扱いでのこの賠償だと思うんですけども、ちなみにこの国立音楽院の所有の車は任意保険などは入っていなかったのでしょうか。

- 議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

- ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。お答え申し上げます。

任意保険には加入をさせていただいておる車両でございました。ただし、車両保険には加入していないという状況がございました。よろしく願いいたします。

- 議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） こういったことが今後あると考えられる。そういったことも想定しながら、やはり任意保険の、相手方のことなので、そこまでは言えないかと思えますけれども、大きな重大事故につながる場合もあるかもしれません。これはキャンパスの敷地内ですから、こういうことであれなんですけれども、公道などそういったところも走るようなこともあると思えますので、その辺はやはり、指導ということはないと思えますので、要望だったり、こちらの職員を出向しているということになると思えますので、そういったことは要望すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

任意保険について、まずご説明したいと思いますけれども、町の公用車につきましても、除雪車とかそういった特殊な車両以外は今、車両保険に加入しておりません。これは県もそうですけれども、そういったことで、国立にも車両保険に加入するよということとはなかなか難しいと思えますけれども、仮に今後、地域おこし協力隊が使用する車、農業の隊員とかなんかは町で貸与しておりますけれども、その車については今、車両保険に入っていないので、今後は任意保険とセットで車両保険に加入するようにして、そのリース料については交付税で算定されるということですので、そういった形で改善をさせていただきたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 確かに協力隊の身分ではありますけれども、実際執行して、現場で動いている現場の勤務状況が、キャンパス、国立の仕事であろうと思うんですね。その中でこういう事故が起きたという場合は、その勤務実態に応じた考え方が私は適用されるべきだと思うんですね。この辺は、ちょっと考え方はどうなのかと思うんですが。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

協力隊の活動の内容の中で、国立音楽院のいろんな、生徒の指導もありますし、例えば各学校から楽器の修理の依頼があって、完成したものを届けるといった仕事もございます。ということで、これは協力隊の活動の一環の中での事故と私どもは判断をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） そういう解釈になると、この国立の仕事に対しては全くのお手伝いみた

いな感覚になるんだと思うんですよね。この線引きというものがはっきりとその辺されていていればいいんですけども、国立の仕事をしていながら、非常に身分というか、全くのお手伝いレベルの感覚になってしまっているのかどうかということがちょっと疑問に思いますけれども。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 活動の中にはそういったお手伝い的な要素の仕事もありますし、当然自分の研修ということもありますし、生徒の指導ということもありますので、そういったもののお手伝いも活動の中には当然入ってくる中身でありますので、その辺はお手伝いの割合が活動のほとんどを占めているということでは問題がありますけれども、そういうことで、活動の中の一環だということでご理解いただきたいと思います。

農業隊員もそうですけれども、お手伝い的な要素はどうしても入ってきます。ここはご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） これは例え話をしているかどうか分かりませんが、実際に協力隊の人が現場に入って農作業をしていて、農機具をちょっと壊しましたといったときに、じゃあ町が補償することになるのかということですよ。私は、現場でそれは対応することのほうが実務的な話だと思うんですけども。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 今、活動の隊員がその受入れ先のトラクターを運転して、同じような事故を起こせば、同じように町が補償するということになります。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 今回の件は、地域おこし協力隊員の公用車以外での自損事故ということで、本来であれば所有者の保険で賄うべきものだと思いますけれども、車両保険に入っていないということで、町のほうで損害賠償をするということだと思いますけれども、今後やっぱりこういった事態がないということも言えないと思うんです。例えば、今、副町長が言われたとおり、農業法人に派遣している隊員もいますし、そういったところで、その法人あるいは組合、あるいは会社の車を運転するということもあると思います。そうした場合に、町として、車の保険の加入、それから任意保険に入ってるのか、それとも、そういった車両保険にも入っているのか。そういった確認をすることと、どういった車を運転するのかということ、隊員が、そのことの確認も私はしておくべきなんだろうと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） おっしゃるとおりであります。今回も、国立音楽院とは協議書を交わしておりまして、国立音楽院の車を運転することも、その協議書にうたっておりまして、その際の事故があったときの件についても相互協議するとうたっていますので、そういった形の協議書を取り交わして行っているという実態であります。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ぜひその辺の登録をしてもらおうとか、その辺をしっかりとやっていただきたいということです。

それから、地域おこし協力隊員の、例えば公用車での公務使用に関する規定というものは整備されているんですか。ちょっとこれとは別で、今後のことね。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

地域おこし協力隊の身分は一般の非常勤職員ということで、一般職員と身分は同じであります。守秘義務も課されていますし、事故を起こせば処分もございますので、一般の職員と同じ扱いにさせていただいております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それで、もう一点伺いますけれども、例えば公務であり、その派遣先とか、そういうところで運転する場合は、隊員がね、そうした場合に、例えば運転できる区域、町内だけとか、町外もいいですよというような、そうした規定というものはあるんですか。例えば、町内だけに限るとか、町外でもいいですよというような。そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

これは一般の職員もそうなんですが、特に運転できるエリアというものは限定しておりませんという状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） すみません。この点について、私も勉強不足なもので教えていただきたいんですが、昨日の一般質問の中で、地域おこし協力隊というものが、片方は委託型、もう一つは派遣型でしょうかね、間違っていたら訂正してください。この2つに分かれるということなんですが、こういったところで、この保険の適用範囲というものは変わってくるのかどうか。

この辺についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

委託型であれ、今現在の協力隊の形であれ、活動する上で必要な車の貸与をしておりますので、同じ扱いだと思いますけれども。すみません、私の認識が間違っていると困りますので、担当の課長から答弁していただきます。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

今ご質問がございました、委託型で協力隊を受け入れる場合についてでございますが、身分につきましては、あくまでも会社員という形の身分になります。一応そちらのほうで、今回の町で進める事業に関しましては、その委託する事業費の中に全てそういった車両費の借り上げ等々も上乘せした状態で企業側のほうで借入れを受けてもらうような形になっていると思いますので、そういった状況ですと、車両事故等々の負担については、その派遣先の事業者様で負っていただくという形になろうかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ありがとうございます。確認なんですけど、先ほどの答弁とはちょっと違って、課長が言った内容で、別になるということで認識させていただいてよろしいということですね。ありがとうございます。

また、地域活性化起業人に関して、半々の仕事分担というような形になりますが、これも同様に起業人というものはあくまで席は企業側に置くということなので、その保険の範疇は企業側というような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

起業人につきましても委託型と似たようなところがございまして、身分はあくまでも企業の社員という身分でございますし、保険関係についても企業側から支給、負担するということになっておりますので、その辺の勤務に関する協定というものを結ばせていただいて、その中でお手伝いをいただくというような内容になってございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第81号 工事請負契約の締結について（令和4年度漆沢大橋ほか2橋修繕工事）

- 議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第81号工事請負契約の締結について（令和4年度漆沢大橋ほか2橋修繕工事）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第81号工事請負契約の締結について（令和4年度漆沢大橋ほか2橋修繕工事）についてご説明申し上げます。

本案件は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく漆沢大橋、赤坂橋、岩谷橋の3橋についての工事請負契約の締結であります。工事内容については、橋桁の塗装塗り替えや支承のさび止め、防護柵の交換などを行うもので、工期は令和5年3月31日までとするものであります。

8月26日、16社を指名し、指名競争入札を行いましたところ、ライト工業株式会社東北統括支店が1億5,800万円で落札しましたので、同社執行役員支店長加藤善守と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案資料に入札調書と工事概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号工事請負契約の締結について（令和4年度漆沢大橋ほか2橋修繕工事）

の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号工事請負契約の締結について（令和4年度漆沢大橋ほか2橋修繕工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第82号 令和4年度加美町一般会計補正予算（第4号）

- 議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第82号令和4年度加美町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第82号令和4年度加美町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ3億4,718万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ142億1,079万8,000円とする補正予算と、債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更を行うものであります。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策交付金事業につきましては、既存4事業及び新規8事業に地方創生臨時交付金を充当し、4,263万円の事業費を追加するほか、畜産農家の支援として配合飼料価格高騰対策費1,100万円を一般財源で追加し、合計13事業、事業費にして5,363万円を計上しております。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国から示されたオミクロン株対応ワクチン接種の準備情報やワクチン接種期間延長の見通しを踏まえ、接種体制の確保に向け関連予算を追加しています。

また、7月の記録的な大雨で被災した公共施設の災害復旧費を追加するほか、農業従事者の農地及び農業用施設に多くの被害が発生していることから、事業費助成金を追加し、早期復旧を支援いたします。

歳入の主なものについては、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,263万円増、県支出金として農業施設災害復旧費補助金2,275万円増、繰入金として財政調整基金繰入金1億5,000万円減、繰越金として3億75万7,000円増、町債として農業施設災害復旧事業債2,690万円増、公共土木施設災害復旧事業債1,150万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費ではファミリー住ま居る住宅取得補助金1,090万円増、

配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金1,100万円増、町内高校ICT教育推進事業、電子端末購入費1,072万5,000円増、衛生費ではワクチン接種予約受付業務委託料1,519万7,000円増、農林水産業費では森林経営管理計画策定委託料846万9,000円増、災害復旧費では農道等災害復旧工事請負費6,500万円増、町道等災害復旧工事請負費3,000万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子さん） 何点か質問いたします。

15ページのファミリー住ま居る住宅取得補助金が計上されています。その内容について伺います。

それから、16ページ、医療提供体制の整備強化、コロナに対応した公立病院運営改善事業費がここに補正として計上されていますが、その内容について。

それから、額は非常に少なく、報酬となっているところがちょっと意味が分からなかったもので、22ページの児童虐待防止対策事業として報酬となっている意味がちょっと理解できなかったもので、お願いします。

27ページの、これも未熟児養育医療給付金事業として補正予算として計上されている内容について。

それから最後は、30ページ、森林経営管理推進事業として846万9,000円が計上されていますので、その内容についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

私からは、ファミリー住ま居る住宅取得補助金の補正予算の内容についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、当初予算で2,000万円ほど予算の計上をさせていただいておりました。4月1日から募集を開始させていただきまして、4月いっぱいまで予定額の2,000万円に到達をしている状況でございます。申請といたしましては26件、現在申請を受付しております。その後にも多くの町民の方々から、この補助金を活用したいというご相談を承っております、その中から、年内中に、冬季まで完了する施工事業、そのものにつきまして、現在15件、その内容を確認させていただいておまして、その分は年度内で支払いまで完了できるような見込

みがありましたところから、今回追加で1,090万円の補正予算をお願いしたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

私からは、16ページのコロナに対応した公立病院の運営改善事業に記載されております負担金についてご説明させていただきたいと思っております。

加美病院における感染症対策としまして、発熱者等の診療及び検査等を行う場所からの大規模な感染リスクを低減するための空調設備を整備するものでございます。内容としましては、空調整備としまして、救急処置室、検査室、医師控室、この3か所について整備をするというものでございまして、既存の設置されている空調設備の更新という形になります。事業費としましては748万円ございまして、そのうち加美町の負担割合分が64.10%ということで、加美町の予算計上額が479万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

当初と現在の差額ということでご理解いただければと思います。当初予算に計上時よりの差額ということで、こちらのほうを会計年度の分、上がっております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

未熟児療育医療についてお答えさせていただきます。

この事業は、入院養育を必要とする未熟児のいる家庭の経済的負担軽減のための事業でございますが、今回、生活保護を受給されている方について不足が生じました。通常であれば、自己負担が2割なんでございますが、今回、自己負担2割の方が、あくまでそれは保険が適用になっていればのお話でして、今回、生活保護を受けている方が対象になりました。生活保護を受けている方は保険が適用になってございませぬので、生活保護、他法優先ということで、今回町が一旦立て替えてお支払いするというところでございます。その後、国と県からお金が入ってまいります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

私からは、30ページにあります森林経営管理計画策定委託料についてご説明させていただきます。

こちらの策定委託料に関しましては、令和2年度意向調査に基づく策定業務でございます。対象の区域は下多田川地区になりまして、対象者15名、対象面積40ヘクタールの森林についての調査業務になります。調査の内容につきましては、現地調査を踏まえまして、林床植生の調査、林業経営上の適性化調査、林分調査、それに併せましての森林所有者への説明、あと経営管理集積計画書の成果品の提出という形になっております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子さん） ファミリー住ま居る住宅取得補助金については、予想よりも希望者が増えているということで、こういった社会情勢でも加美町では住宅取得するという希望者がいるということについて、ちょっと驚いたせいもあって伺いました。

それから、児童虐待防止対策事業の差額ということでしたが、この状況についてはあまり変化がないのかどうか。社会情勢上、あちこちでいろんな事件が起きたりしていますが、数的にはどうか、内容的にも変化がないのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。お願いします。

それから、森林経営管理推進事業については、昨日の誰かの質問にお答えしていたうちの一部の上多田川の意向調査に関したものと解釈してよろしいんですね。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

児童虐待について、簡単にご説明させていただきます。

虐待の件数としましては、令和2年度が1,111件だったことに対して、昨年度1,191件、一般DVの相談ですと2,343件ほどになっております。事務室におりますと、こういった電話がかかってこない日はありませんし、日に何件もかかってきて、担当職員で本当に切り盛りしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

ただいまの質問でございますが、昨日も触れさせていただきましたが、令和2年度の意向調

査に基づきまして、令和3年度に上多田川地区5名の16ヘクタールの調査をさせていただきまして、集積計画を作成させていただいております。その一部といいますか、残りの分を今回、補正で計上させていただいた内容でございます。本来一本でやるところでございますが、事業量のボリュームの関係で2本に分けさせて、計上させていただいたという内容でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子さん） 虐待の件数については、何か予想していたものよりもはるかに多いんだというふうにして驚いております。そのことについて、やっぱりみんなでちょっと認識を新たにしながら、何か検討していく必要があるのではないかなと、一応感想だけなんですけど、思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 全員協議会で通告をしていましたので、質問させていただきます。

18ページの観光産業の支援、魅力ある旅行商品及び受入れ環境づくり支援事業についてと併せまして、同様の支援になるのかと思いますので、その上記に記載してある事業者チャレンジ支援、新商品開発販路拡大支援事業、いずれも追加の臨時交付金の対応と、交付という形になるんですが、事業費、こちらをもう一回、この目的ですね、両方に関する、この事業の交付金の目的は一体どういうものなのか。併せまして、これを交付するに当たりまして、選定する場合の過程及び説明会はどのように行ってきたのか。また、どのようなものに具体的に使われるのかというところについて、まずお伺いたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず、観光産業の支援について、趣旨など、その辺からちょっとご説明させていただきます。

昨年度、加美町で観光ビジョンを策定いたしました。この観光ビジョンにつきましては、加美町の自然を土台に、食や多様なアクティビティ、それから伝統文化、これらのコンテンツをつなぎ合わせ、町内全域を巡るコースプランを整え、全町を巡れるコースプランを整えて、何度も加美町に訪れたい魅力観光地づくりを目指すとしております。

今年度は、この観光ビジョンに基づき事業を推進していくことになるわけでございますけれども、その中で、町内の誘客の牽引的な役割を果たす観光事業者が、イベントの開催であったり、魅力ある旅行商品の創出であったり、受入れ環境づくり、そういったものの取組を支援し

ていこうということで、今回予算をお願いしたところでございます。

この観光につきましては、町内の農業なり商工業の振興、それから伝統文化の継承にもつながるものと考えております。観光客がたくさん訪れるようになれば、農産物の供給であったり、物品の供給、それからコンテンツといたしまして、農業体験であったり、文化であったり、伝統工芸の見学、そういったものも活用できるものと思います。

また、加美町にお客さんがたくさん訪れるようになると、町内の飲食店で食事をする、そういったところで、観光と町内のそういった産業の連携というものが必要だと考えております。

今回予算をご承認いただいた後で、この事業につきましては本町のホームページを通じて募集いたしました。そうしたところ、当初5事業者程度を想定して予算化したところでございましたが、その想定を上回る申請が来たということで、今回、補正予算をお願いするものでございます。

この事業につきましては100万円を上限にということで交付するわけでございますけれども、対象経費といたしましては、謝金であったり、消耗品、燃料費、印刷製本費、そういったものもあれば、委託料であったり、備品購入費、そういったものが対象となります。

それから、もう一つの、今度は新商品開発販路拡大支援事業でございますけれども、こちらでも町内の農家等がコロナ禍において売上げが減少いたしました。そうした中で、収入を増やすために地元の農林産物を加工などして付加価値を高め、幾らでもその収入を上げてもらうということで、6次化を支援していくものでございます。

この事業につきましては、ソフトとハードの2種類ございまして、こちらも当初500万円と見込んでおったんですけれども、こちらもホームページ、それからのチラシの配布、そういったもので募集したところ、こちらも予算を超える申込みがありまして、こちらにつきましては、今年はサツマイモの加工というものが多くて、先月、埼玉県で夏のさつまいも博というものが開催されるほど、現在サツマイモが注目されているということで、焼き芋機であったり、あと芋けんぴとか干し芋、これらを製造するための加工場が欲しいといった申請があったり、あとはこのコロナ禍において、やはり屋外での販売というものも増えておりまして、キッチンカーを購入したいという要望も来ております。

それと、そのほかにもヤマブドウのつたを使って、かばんを作って売りたいといった要望もありまして、そういったことで今回、そうした方々に対して支援をしたいと思ひまして、補正予算をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今、説明をお伺いしたんですけれども、説明をお伺いする限りでも、重複しそうな事業者が、おそらく想像ができてしまうのではないかと思います。ちょっと厳しい言い方かもしれませんが。

そこで、特にこの観光産業支援、魅力ある旅行商品のほうなんですけれども、先ほど課長から使い方というところで様々挙げていただいた中に、消耗品や印刷費も対象になるんだというようなことがありました。もちろん交付金ですから、このように使えというのはないんでしょうけれども、これは単なる運営補助金なんですよ。そのようにしかちょっと見えない部分があるんです。

さらに、全員協議会の中で様々、この旅行関係の受入れに対して、こういったコロナ関係で疲弊しているところを支援するんだというようなお考えの中で、受入れ体制に力を入れてもらうためにということで、全協で事業者の名前をお伺いしました。今はあえて挙げませんが、その事業者たちというものは、ある程度地域が固まっている状況の中で、なぜそういったものが、そういった方々、ちょっと語弊があるかもしれませんが、何か一本釣りをしているような感触に見えてしまうというものは私だけなんですか。この辺について、なかなか公平性が保たれていないのではないかとというようなところがあります。

観光庁から、地域一体となった高付加価値化事業というものが令和4年度にいろいろ発表されて、それに基づくものであれば、その地域が固まるというところは何となく理解はできるんですけれども、そういった場合、その地域だけに特化しているというふうになってしまうと、コロナの臨時交付金はやはり特化するのではなく、そういった事業者であれば、平等、公平に交付しなければならないのではないかと考えるんですけれども、その辺についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

また今、農業のほうもおそらく同様な形になっているのではないかなと思ひまして、観光のほうだけでお話ししますが、この観光、今回ここに合わなかった方々で、観光業という業種は設定はされていませんから、どこまでが観光業という話になるかというものは難しいんですけれども、そのメインとなるところが宿泊業ですよ。その宿泊業で、加美町にほかに宿泊業をされている事業者さんがいらっしゃいます。なぜそういった方々から、こういったものの応募が来ないのか。ないしは、そういった方々はこういった情報をしっかり得られているのかどうか。この辺にささか不安を感じるんですけれども、その辺について答弁をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

観光業の場合、確かにその幅が広くて、なかなかここからここまでという線引きも難しいところがあるかと思います。今回、私どもで考えましたのは、薬菜地区にどうしても集中してしまったところはあるんですけども、加美町にお客さんを呼ぶために施設を運営している。なおかつ、第一の目的地となり得るような誘客の牽引的な役割を果たしている。また、これから果たしてもらえそうな業者ということで、今回ちょっと絞らせていただいたところはございます。

観光ビジョンでも、町内全域を巡れるコースプランを整えるというふうにもございまして、できれば今後は日帰り型から滞在型へともっていきたくて、そうしたことによって町内の旅館などにも宿泊が増えるようになるのではないかなとも期待はしております。

先ほど高橋議員から、観光庁の高付加価値事業のお話が出ました。これにつきましては、実際、今年応募しまして、ちょっとまだ早いということで、来年度以降の申請に向けて伴走支援をしていただくというふうになっております。

それからもう一つ、観光庁の事業で看板商品創出事業というものがございまして、その観光ビジョンにもあります、地域を結んで、1つの旅行商品をつくるという事業のほうに近畿日本ツーリストさんが加美町でそういった旅行商品をつくりたいという申出がございまして、加美町とか、あとは振興公社が連携先となって、今年度から事業に取り組んでいくことになっております。そうした中で、町内を巡る旅行商品にも取り組んでもらうことになっております。

そういったことで、まずはちょっと観光事業の中でも、その担い手となり得るような事業者を今回は支援させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ただいま課長から、高付加価値化事業についても応募しているというようにお話で、おそらくDMOあるいはDMOに付随した団体がしっかりと伴走して、ストーリー性を考えなければ交付されないというような話の理解だと思っておりますけれども、その地域に関しては、薬菜地域に関しては、そういったものも様々活用できると思っておりますよね、今後。その場合に、こういった、言ってみれば上限100万円として何か所かになんというふうなことになるとうとうと、やはり一部に固まってしまうというような考え方が非常に何か、これに当てはまらない事業者の方々というところから不公平感を感じてしまうのではないかなと思っております。このような質問をさせていただいております。

他自治体においては、このコロナ禍において、宿泊事業に宿泊の何%バックというよりは、例えば5,000円で泊まったら2,000円分キャッシュバックして地域商品券で返すとか、そういった

たことをすれば広く多くの団体にこういったものをできるのではないかと。また、泊まってもらってこそ、様々商品、加美町の特産物、あるいは特産物のお酒ですとか、農作物とかの購入というものも促進されていくわけですから、そういったことはなぜ活用できなかったのかなというところと、あくまでこれは補正予算なので、前の500万円に関しては触れられないのかもしれませんが、参考までにどういったことに活用しているのかというところが、この200万円の使われ方というところにも直結してくると思いますので、その最初の500万円の部分の使われ方、ちょっと参考までにご紹介いただくと、この200万円の使われ方というものがはっきりとするとと思いますので、説明いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

先ほど、この事業の対象に消耗品とか印刷製本費もなるということで、運営費にも充てられるのではないかといったご指摘もございましたけれども、例えばここでいう消耗品とか印刷製本費などにつきましては、例えば振興公社ではプールの入館料を半分にすると。あとは、今現在もやっておるんですけれども、かみたびまつりといったイベントもやっております。そういった場合のチラシであったり、あと子どもに配付する半額の入館証といいますか、そういったものの経費に充てたりしております。あとは、いろいろ光の演出をするに当たってイルミネーションを買うための備品購入であったりとか、そういったものに充てられることになっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 5ページの債務負担行為補正の中の、中新田保育所民営化引継ぎ合同保育負担金として、期間は令和5年度、742万5,000円計上されております。債務負担行為というものは数年度にわたって事業を継続的にやる場合、こういった制度なわけですが、令和5年だけの期間ということは、この制度の趣旨からして適当ではないのではないかと思うわけですが、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 今回、債務負担行為で設定させていただきますのが、今年度、中新田保育所の民営化先の事業者と引継ぎ合同保育にかかる費用の負担について、基本協定を締結する予定でございます。それに際しまして、令和5年度に必要な予算を確保するというところで、来年度の確約ということでお願いしている次第でございます。よろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ということは、財源調達的手段として設定したということになりますかね。やはり補正とか、年度の歳入歳出予算に適正に計上して処理すべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

債務負担行為につきまして、ちょっと補足させていただきます。債務負担行為につきましては、翌年度以降の予算を措置するというございます。今、子育て支援室長がお話したとおり、来年度実施します事業に対しまして、今年度から契約等々をした、契約といいますか、来年度の予算措置をした上で実施しなければならないような事業については、こういった手法で予算措置ができるということになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 公債費なんかと違って、許可も必要ないんですね、債務負担行為はね。ですから、これを債務負担行為でやるとすると、限度までいっぱい自由裁量でもって処理できるということですよ、限度いっぱいね。でしょう。なので、補正で上げてよかったのではないですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

この事業、今年度中に契約するということになりますので、それを担保する意味での予算措置でありますので、債務負担というものはですね。来年度以降、応募された業者については、来年度、合同保育をする際の職員については、町がその人件費を見るということにしておりまして、契約の際にそれを担保する意味での債務負担行為ということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 17ページ、配合飼料価格高騰対策支援事業1,100万円、こちらの内容について。

それから、同じくその下なんですけれども、生活支援で修学旅行計画変更負担金140万円。

その下の賄い材料費というんですかね、357万5,000円、こちらの中身についてお願いします。

それから、18ページの、先ほど産業振興課長が答弁いただきました観光産業の支援200万円と、それから新商品開発250万円、こちら、たしか今年の6月定例会のときには500万円の補正

があって、その時点では、まだその募集内容であったり詳細が決まっていなかったかと思えます。先ほど高橋議員も聞きましたけれども、その500万円の実績というか、中身、今回また200万円と250万円の補正があったところの内容について、もうちょっと詳しく教えてほしいことと、やはりその宿泊事業者、旅館とかホテルとか、そういったものだけということは、やはり私も少し不公平感というものがあるのかなと感じています。

例えば、中新田地区のにぎわいづくり委員会などは、今年のお盆の時期のものはコロナの影響でイベントが中止になりましたけれども、今度10月にまた町歩きだったり、そういった企画を一生懸命考えていただいている。しかも、支援もない状況の中でやっている団体もあります。そういったところも交付対象に本当はすべきではないかなと思うんですが、この辺の考え方について。

それから、24ページの中新田保育所の工事請負費、施設修繕工事、こちらの427万7,000円の内容についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず、17ページの配合飼料価格高騰対策支援事業についてご説明させていただきます。

農業における物価高騰対策支援につきましては、6月の定例会でまず3,000万円ほどご承認していただきました。今現在その受付なども行っている最中でございます。

農業における物価高騰の中でも、特に現在、肥料と配合飼料の価格の伸びが著しい状況になっております。肥料につきましては、現在国で支援に向けて動いている最中でございます。こちらの配合飼料につきましては、もともと国のセーフティネットがございましたが、このセーフティネットを利用してもなお畜産農家の負担は大きいということで、今回追加でございますけれども、予算をお願いしたいと思ったところでございます。

この内容でございますけれども、畜産の中でも畜種ごとに助成金がございます、例えば肥育牛であれば1頭当たり2,200円、繁殖牛であれば1頭1,000円、乳用牛であれば3,700円、豚は800円、採卵鶏は80円、ブロイラーは50円としております。この価格の算定でございますけれども、畜種ごとに年間の餌の給餌量を算出しました。それに対して、今年の7月時点の価格で年間の餌代を算出しました。もう一つは、1年前の価格で同じように算出しました。その差引きの物価上昇分から国のセーフティネット分を差し引き、実質の農家負担分を出しまして、その4分の1を支援するというので、先ほどの単価を出させていただきました。

それと、もう一つ、今度は18ページでございますけれども、新商品開発販路拡大支援事業の

詳細でございますが、ちょっと先ほども答えたところで重複するところはございますけれども、サツマイモの加工ということで芋けんぴなり、干し芋を作る加工場の建設であったり、あとはキッチンカーの購入、あと、また別な方でもありますけれども、焼き芋機、あとヤマブドウのつたを使ったバッグ、かご等を販売するためのソフト分の経費でこちらはございます。それと、食品加工場が欲しいと、申請したいという内容でございます。

それから、魅力ある観光支援のほうでございますけれども、こちらにつきましては、町民の方にその施設を利用してもらおうということで、子ども向けの入館料を半額にしたり、あとは各施設におけるイベントの開催といった事業であったり、あとは、これから秋に向けてイベントをするに当たって、光でもってその演出をもっと増強したいということで、イルミネーションなどを購入したいといった事業であったり、あとは主に、今後のインバウンド対策として台湾向けのプロモーション動画の作成であったり、あとは海外から選手を招いてインバウンド交流をつくりたいといった事業もございます。

あとはサイクルツーリズム、特に親子サイクルツーリズム、これを推進したくて自転車を購入したいといった事業もございます。

あとは、既存のブロック塀で造ったサイロがありまして、それをサウナに替えたいと。特に、雪の多い加美町でサウナに入って、サウナから出たら雪の中へダイブするといった計画を立てている事業者もおります。

それと、以前、蔵を読書スペースにリノベするとお話しした事業があったんですけども、こちらにつきましては、ちょっと事業の見直しをしていただきまして、空き家を活用して、どうしても、やくらい土産センターで販売するまで作っていない。でも、ちょっと自分の作ったものを売りたいという方に応えるために、空き家の中に販売スペースをつくって地場産品を販売したり、あとは元アーティスト的なことをしていた方の商品を売りたいという場を設けたいんだという方もおります。

それから、加美町における葉菜山というのも大きな観光スポットでありまして、その登山道整備であったり、そういったものをしてほしいといった事業が申請として上がっております。

それと、確かににぎわいづくり委員会も今度、秋の商工会のイベントのときに、着物で町歩きといったイベントも聞いております。そういったものも、やはり地域の資源を有効に活用した、かなり魅力あるイベントだと思います。その辺につきましても、まだその全体の申請額も確定していないところもありますので、対応できる部分についてはちょっと検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

17ページになります。生活支援の感染対策住民支援事業の修学旅行計画変更負担金140万円のご説明でございます。修学旅行の延期時の対応ということで、昨年も交付金を使って利用させていただきました、去年の実績を踏まえて140万円の予算をしております。内容については、陽性者が出た場合のキャンセル代、あとは途中行った先での感染移送費、あとは学校が全体的にちょっと行けなくなって延期して、繁忙期に今度当たった場合の差額ということになります。よろしくをお願いします。

それと、もう一点でございます。生活支援の学校給食等支援事業、賄い材料費357万5,000円、これについては皆さんもご存じではございますけれども、物価高騰による保護者の負担を軽減しようということで、全校1年分の一応想定してはじいた額が350万円ということになっております。大体1食当たり10円前後の物価高騰で積算して、保護者軽減ということで支援をさせていただき経費でございます。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

24ページの中新田保育所管理事業工事請負費427万7,000円の内訳でございますが、施設修繕工事294万8,000円につきましては、屋上防水の修繕になってございます。こちら施設の屋根が、経年、それから熱収縮等によりまして破損の箇所から雨漏りがいたします。こちらの改修でございます。7月に行った際には、廊下にタオル1枚敷いていたものが、先日ですとブルーシートになっていたということで、早急に修繕が必要かなというものでございます。

それから、132万9,000円につきましては、3年に1回の建築物定期検査があるんですが、こちらの審査によりまして、非常用の照明装置の蓄電池の劣化によって器具本体の交換をするものでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

配合飼料の支援について、農家の畜産農家、養豚農家、そういったところの反応と申しますか、それで足りるものなのか。もう少し頑張ってもらったとか、どういった反応があったのか。その点を伺います。

それから、修学旅行の計画変更の支援ですけれども、予定どおり旅行が行われた場合はまた減額補正になるということですのでよろしいのでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

配合飼料高騰に係る支援でございますけれども、8月1日に町に対しても要請書というものが来ております。これにつきましては、酪農振興連絡協議会であったり、加美和牛改良組合、あと農協の肥育部会から出されたものでございまして、その中でも、現在は非常に厳しいと。それと、新聞報道等でもかなり厳しいという記事は見ております。この金額でどの程度の支援になるか、実際、県内ほかの市町村等を比べても、決して高い金額ではございませんが、町としては幾らでもそういった経営が厳しい畜産農家の支援につながればなどは思っております。

すみません、先ほどちょっと説明漏れがございましたが、1戸当たり50万円という上限も設けておりますので、たくさん飼われている農家におきましては50万円が限度となってしまうところもございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

通常、修学旅行については1年前に一応計画して業者をお願いしているもので、コロナの状況で今の経費以外にかかった部分にはちょっと出す考えはありますけれども、この経費で収まっていれば、このお金は執行しないということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 産業振興課長、すみません。やはり養豚農家なんかは県単位で国に要望に行ったりという話も聞いております。先ほどの、牛1頭幾らとかという話を聞きますと、そこでやっぱり上限50万円ということが追加説明されると、あれという感じになったんですけども、町の財源もありますのでね、厳しい状況ということもよく分かりますけれども、まだまだ飼料については高騰する可能性というものがあるわけで、ロシアのウクライナ侵攻の情勢なども鑑みますと、先が見通せないという、やはり農家の状況もあると思いますので、その辺の支援体制については、課長もそうですけれども、町長もひとつよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番です。

先ほど佐藤善一議員も質問されましたが、5ページ、引継ぎ合同保育負担ということで742万4,720円、これについては、先ほど副町長から人件費という説明をいただきました。その詳細、積算関係についてご説明いただきます。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

まず初めに、こちらの引継ぎ合同保育の目的をお話しさせていただきます。運営移管後に保育士等の入れ替わりによって子どもへの影響を最小限にすること、それから保育内容を円滑に引き継ぐことを目的に実施するものでございます。実施については、来年の10月1日から令和6年3月31日までの半年間ということで、よろしく願いいたします。

積算につきましては、私立の単価を採用したいと考えておりました。園長、それから主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員、事務職員がでございます。期間が来年の10月から12月までの3か月間、週2日程度ですが、こちら園長予定者、主任保育士、事務職員に来ていただいて引継ぎをする予定です。年が明けまして、1月から2月になりますと、それらの方々に週5日来ていただきたいと思っています。令和6年の3月、1か月ですが、先ほど申しましたほぼ全員について、週5日の予定を考えておりました。

単価でございますが、園長につきましては月額38万1,667円、それが先ほど申しましたように週2日、5日というような感じで掛けていただければと思います。主任保育士につきましては36万円、保育士については30万5,000円、看護師34万4,650円、栄養士28万275円、調理員25万2,500円、事務職員25万2,500円でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） それぞれ職種によつての額を説明いただきました。そうしましたら、それぞれ職種の職員数と、現在の中新田保育所の職種別の職員数、もしお分かりでしたらご説明いただきたいんですが。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

申し訳ありません。現在の中新田保育所の職員数、後ほど報告させていただきます。あと何でしたか。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 中新田保育所について分かりました。

それで、今、積算していましたその単価ありましたよね。そうすると、園長から始まりまして、調理員、事務員までありましたよね。その職種別の職員数です。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

まず、園長が1人、主任保育士が1人、保育士が9人、看護師1人、栄養士1人、調理員1人、事務職員1人でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） そうすると、全員協議会での説明の中に、4ページなんですけど、よろしいですか。令和6年の3月に週5日、令和6年4月1日に向かってほぼ全員ということなんですけど、前の話でいろいろ説明いただきますと、会計年度任用職員の関係も、もしこの新しく園に採用される可能性もあるのではないかという思いがしていますので、その辺の考えについてお伺いします。あと終わります。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

議員おっしゃるように、全協で説明させていただきました。募集要項におきまして、会計年度任用職員の雇用についてでございますが、中新田保育所に勤務されています会計年度任用職員については、民営化後もその園に引き続き勤務を希望する方について、町は積極的な採用に努めていただくように配慮をお願いしているところでございますので、先ほど申し上げました金額は最大値のものでございまして、会計年度任用職員が移管先の事業者で雇用される可能性がありますので、あらかじめですね。そうしますと、引継ぎ合同保育の負担額も減額になるという可能性もございます。最大額で今回計上させていただいております。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。5番早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 18ページの、先ほどからの件と、あと42ページになるかと思うんですけども、まず18ページの、先ほど来いろいろ質疑がある件についてですけれども、産業振興課長に伺いますが、先ほどの説明の中で、募集をしたんだけど選考漏れになったものがあるということだったんですが、選考、5社以外に何社あったのか、まずお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

すみません。ちょっと私の説明が悪かったところもあるんですけど、選考漏れというものは特にございませぬ。募集したところ、6社から既に申請があったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 全員協議会では、具体的な応募なり企業なりあったかと思うんですけども、ちょっと聞いたときに、公共性だとか公平性だとか、いろんなことを考えたときに、規模もかなり違いますよね。それが、上限が必ず100万円だからといって、一律上限が100万円ではなくて、内容によって、100万円の交付金もあってもいいと思うんですけども、個人で50万円なり30万円でも事足りるというふうな支援事業の内容もあるかと思うんですが、その辺は一切検討されなかったのかどうか伺います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

当初この制度を検討していくに当たって、まず各事業者がどういった計画、ハード的なものから、備品購入、それからイベント開催的なソフト、様々な事業があるだろうと想定はしたのですが、今回につきましては一律100万円ということでちょっと制度設計させていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） まずその辺、必要に応じて、先ほど質問した中で、何か選考過程も明確でなかったところもありますので、やはりその辺、今、物価高騰だとか、さっきも飼料の話とか、そのほかにもやっぱりいろいろ物価高騰、電気料、燃料をはじめ、いろいろ苦勞しているご家庭もいっぱいあるわけですので、やはりもっとかゆいところに手が届くような、そちらに使うということも何かあり得るのかなと。何か手を挙げてきたから、必ずしも100万円でなくてもよかったのかなという感がいたします。

それからもう一つ、ちょっと生涯学習カレンダーのことで大分、一般質問でも前回させていただいたんですけども、ちょっとどうなのか、まず内容を伺いたいんですけども、42ページに計上されているものにひょっとして入っているのかなという感じもするんですが、それは補正なので、例えば10月からの残りのカレンダーを今年度分印刷するのか。あるいは、次年度に向けて、明るい希望の持てる補正なのか。その辺も含めて、ちょっと生涯学習カレンダーのほうもお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

その辺は我々も反省すべき点と思っております。こういったいろいろ事業を制度設計するに

当たって、いろんな人から声を聞いて、こういうものもある、ああいうものもある、そういったものを聞いて、やはりつくるべきだったとっております。今後その辺、いろいろ参考なご意見などを聞きながら制度設計をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

42ページの件ですが、その他社会教育総務管理事業の需用費、印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、これは来年度、令和5年度分の印刷に伴う一応予算措置ということになります。残っている、今年度6か月ほどあるんですけれども、そちらに関しては、今のホームページに載っている生涯学習カレンダーを一応ご覧いただくということと、あと、どうしても必要であるという方においては、今までどおり支所とか、あと窓口で一応配付させていただきたいなと思いますので、よろしくお願したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 1点だけ確認させてください。

6ページの臨時財政対策債、これは補正前は1億円、限度額計上しております。今回200万円増額しまして、限度額1億200万円になっていまして、さらに11ページ、町債の下の臨時財政対策債、ここで200万円が計上されていますけれども、この200万円は何に充当されたか、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

臨時財政対策債の今回200万円を補正させていただきまして、そちらがどこに充当されたかということのご質問です。

今回の補正は、令和4年度の地方交付税の決定に伴いまして、発行予定可能通知額が県から1億204万6,000円という交付額で受けています。それに伴って200万円を補正させていただいたところでございまして、それが一般財源で使われるということになります。いわゆる国の地方交付税決定に伴って、当初1億円で予算計上していたものが、1億204万6,000円ということでの交付決定がありましたので、それを受けた補正ということになってございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ここに企画財政課というふうに11ページに載っていましたので、ちょっと充当先をお聞きしたんですけれども、臨時財政対策債といいますと、交付税を補填するとい

うふうには理解していましたので、これは当初で交付税を目いっぱい計上していて、あえてこういった臨時財政対策債という形で財源を、できればこれが、例えば基金の繰入金に変わってもいいのかなと思ったんですけれども、今、企画財政課長のお話を聞いて、町が起こしたのではなくて、県の通知でもって予算化したということの理解でよろしいか。

それと、一般財源ですので、充当先の財源としては表れてこないということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

今、柳川議員おっしゃったとおりでありまして、今回は充当先までは指定しない一般財源としておくということでありますので、これはあくまでも国から、1億200万円まで起債が起せるという通知に基づく補正でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。米木正二君。

○15番（米木正二君） 5番、6番議員のいろいろな質疑応答を聞いておりました。それに関連してですけれども、18ページです。観光支援事業に関してですけれども、これまで5事業者に、1事業者100万円、500万円交付しております。今回、2事業者に200万円ということですが、公募して、それから選定しているということですが、その際に、やっぱりこういうことをやるんだという計画書をちゃんと精査して、この事業をしたということをやっているのかどうか。その辺どうなのか。

それから、もう5事業者にはおそらく交付されていると思いますけれども、その際やっぱり報告を求めて、きちんとこちらで、どれぐらい使ったのかということとちゃんとチェックしようとしているのか。100万円の使い切りなのか。あるいは、100万円使い切りということであれば、何ともできると思うんですよね。本当に使った分だけというようなことも、やっぱりこれから、皆さんの血税でありますから、それを使うわけですから、その辺しっかりとやっぱり町でも精査する必要があるのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

ただいまご質問のあった内容についてでございますけれども、公募して、一発で町に申請書を出すのではなくて、一旦事前にこちらに来ていただいて、いろいろ内容をお聞かせいただいて、この趣旨に沿った内容になるよう、こちらとしても対応しているところでございます。

それと、この事業につきましては補助金ということで、事業が完了したら実績報告書を提出

していただくこととなります。私どもでは、その実績報告書に基づいて、実施した事業の内容を確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 補助金ということで、実績報告書を提出してもらおうということですが、その中で、全て100万円ということになるんですかね。全ての事業者が全て実績報告の中で100万円使い切りましたということになるのか、甚だ疑問です。

それから、私はこの臨時交付金、この交付金事業で感じることは、少し私は偏りがあると思うんですよ。偏りがあると思っている議員は私だけではないと思いますよ。やっぱり公平性の担保ということで、非常に困っている人たちもいます。そういうところに、やっぱりかゆいところに手が届くような、そうしたひとしく公平に、私は使うべきだなと思うんですよ。やっぱり一事業者、あるいは特定の人たちだけに、私は多く使われているような、精査しますと、そういう感じがしてならないんです。その辺はどう考えますか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

まず、事業を実施したから必ず100万円ということではなくて、100万円で計画はしたものの、実際は50万円しか事業費としては要らなかったということになれば、その金額の交付ということになります。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

今、公平性のお話がありました。偏りがあるのではないかと、そういったご指摘もございました。どういったところにどれぐらいのという、いろいろ各課から案を上げてもらって、それで会議を開いて、一応決定をしているわけでありましてけれども、浅く広くと、そういった考え方も当然議論の中にはあるかと思えます。今回は物価高騰ということで、特にお困りの部門に最初に手当てをすると。今後、稲作農家につきましては、概算金の決定、それから様々な要素がございます。色麻町とのちょっと協議もございますので、その稲作についての支援は今回、次のということにしております。

やはり公平性ということも当然考慮しなくてはいけないということでもあります。今後はそういったことも含めて、どういった形で交付するかを軸に検討させていただきたいと思えます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 産業振興課長の話、理解できました。やっぱり100万円であっても、これしか使わないということあれば、そういうふうにしてほしいと、必ずしも100万円にこだわ
る必要はないと思います。やっぱり目的に合った使い方をさせていただくということです。

それから、その後どういった効果があるということもある程度検証していかなくてはならな
いと思うんですけども、その辺もお願いしたいと思います。

それから今、副町長からの答弁がありました。町民の方々もやっぱり期待しているところも
ありますし、その辺ひとしく使うような、そうした使い方を望んでいると思いますし、私も望
みます。そういったことで、検討する際にはそのことを十分に考慮して使っていただきたいと
思います。どうですか、副町長。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） ご指摘のとおりでありまして、今後の交付金の使い道については、今、
米木議員からのご指摘も踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

先ほど三浦議員からご質問のありました、現在の中新田保育所の職員数についてでございま
すが、所長1名、正職の保育士14名、会計年度の保育士15名、派遣保育士が1名、会計年度の
補助、それから支援員9名、看護師2名、管理栄養士1名、調理員8名、バス運転手2名、再
任用の職員1名、計54名になっております。園児数は156人、本日現在でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 休憩を入れて、議員協議会の開催を求めたいと思います。（「賛成」の
声あり）

○議長（早坂忠幸君） 暫時休憩します。時間はその後にお知らせします。

午後2時48分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの案件は一般会計補正予算ですけれども、先ほど、18ページ、観光支援事業の補助
金について、動議が出されました。再度担当から説明をいただきたいと思いますので、よろし
くお願いします。産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

では、私から改めて観光事業者支援補助金についてご説明させていただきます。

この事業の補助金の目的でございますけれども、加美町観光ビジョンに基づき、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた魅力ある企画イベントや旅行商品の創出、受入れ環境づくりに取り組む観光関連事業者を支援するものでございます。

その対象事業でございますけれども、町内に事業を有する団体が、目的でも申し上げましたが、魅力ある企画イベントや旅行商品の創出、受入れ環境づくりに取り組む事業内容であること。加美町観光ビジョンにあるアクションプランの内容に沿った事業を実施すること。事業を通じて町の地域資源を広くPRして、交流人口の拡大に取り組むことなどとなっております。

補助金額でございますけれども、100万円を上限に予算の範囲内で交付することとしております。ただし、新型コロナウイルスに起因し、かつ町民に還元する事業の場合は50万円を上限に増額するとしております。

対象経費でございますけれども、謝金や旅費、消耗品、燃料代、印刷製本費などや、あとは委託料、備品購入費などとなっております。対象外経費でございますけれども、交付決定日以前に発生した経費などは対象となりません。

申請するに当たりましては、この補助金交付要項で定めている交付申請書を町に出していただくこととなっております。申請期限は8月31日までということにしておりまして、今回ホームページ上で募集をしたところ、さきにご承認いただきました予算500万円を超える申請がありましたので、今回その不足分について補正予算をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 34ページなんですが、町営住宅管理事業についてお伺いします。

補償費、補填及び賠償金として計上されているんですが、この事業はどういうことなのか。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課長です。

34ページの補償費についてご説明さしあげます。

今回、雨の災害でありまして、前田住宅、一番北側の、一番東側の8戸、8世帯分の住宅につきまして、そこに3世帯、今回入居していました。その方々から申出がありまして、毎回こういうふうになるのはちょっと危険だということもあって、町内の住宅に移りたいと。移ることはできませんかという相談がありました。町としましても、将来ここは除却になる住宅です

ので、修繕するよりそちらで手当てしたほうがいいのかという結論に至りまして、今回3世帯については、うち2世帯は小野田地区の町営住宅に転居していただくと。もう一世帯については、町内の一般住宅に転居するということになっておりますので、その3世帯の引越費用について、東北財務局の最新の補償に当てはめまして、今回補正したものです。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 今、3世帯というお話でしたが、それ以外にも近隣の方で、住宅よりも北側にお住まいの方で、いまだに自宅に戻れないで避難生活をされている方もいると思うんですよ。かつ、その北側の8棟以外にも南側のほうで転居を希望している方もいるんです。

ですから、そういった意見の全ての吸い上げはまだなされていないと思いますけれども、今後もそういった方がいると思うので、今の趣旨に従って、町の住宅計画を進行していく場合は、いまだに吸い上げていない意見もぜひお聞きいただいて、転居なりなんなりのお手伝いをさせていただければありがたいと思います。その情報はまだお持ちではないですか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） その情報については、今回調査した件については、床上浸水をしたエリア、北側になりますが、その住宅に関して聞き取り調査をしております。また、今、議員さんおっしゃった町営住宅以外の方については調査はしておりませんでしたので、ちょっと不明でした。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 今、前田地区のお話で特化していますけれども、今回の豪雨災害等々で、住宅にお住まいの方で、ほかの地区で被害に遭われているという実態はどのようになっているか、これを最後に。例えば、宮崎、小野田、全部含めて、町営住宅にお住まいの方で、今回の災害で被災した方はどれぐらいいらっしゃるのか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町営住宅に関しては、今回の被害については前田地区の50世帯になります。50世帯のうちの14世帯について、床上浸水になっております。36世帯については、床下浸水という状態です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号令和4年度加美町一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号令和4年度加美町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第83号 令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

- 議長（早坂忠幸君） 日程第10、議案第83号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第83号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ3,649万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億649万4,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰越金で3,599万3,000円増などであります。

歳出の主なものについては、人件費の組替えを行うほか、一般会計繰出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第84号 令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第11、議案第84号令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第84号令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億6,019万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億4,519万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰入金として介護給付費準備基金繰入金2,000万円減、繰越金として1億7,685万2,000円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費では一般会計繰出金3,574万5,000円増、基金積立金では介護給付費準備基金積立金926万4,000円増、諸支出金では前年度介護給付費負担金返還金4,474万2,000円増などのほか、人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号令和4年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第85号 令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第12、議案第85号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第85号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ977万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億2,037万8,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰越金で669万8,000円増などであります。

歳出については、施設管理費で小野田及び宮崎浄化センターの汚泥処理経費の組替えを行うほか、人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第86号 令和4年度加美町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第13、議案第86号令和4年度加美町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第86号令和4年度加美町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的支出の総額を補正前と同額の5億3,100万円とする補正予算で、収益的支出予算の組替えを行うほか、債務負担行為の設定を行うものであります。

内容は、総係費において人件費などを増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第14、認定第1号令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24、認定第11号令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11件はいずれも令和3年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第14、認定第1号から日程第24、認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第14	認定第1号	令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第2号	令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第3号	令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第4号	令和3年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第5号	令和3年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第6号	令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第 2 0 認定第 7 号 令和 3 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 1 認定第 8 号 令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 2 認定第 9 号 令和 3 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 認定第 1 0 号 令和 3 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 4 認定第 1 1 号 令和 3 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（早坂忠幸君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 認定第 1 号から認定第 11 号までについてご説明申し上げます。

認定第 1 号令和 3 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 11 号令和 3 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 11 件につきまして、別冊各種会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに監査委員の意見書を添えて、決算の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、会計管理者及び上下水道課長から説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（大場利之君） 会計管理者です。よろしくお願いたします。

一般会計及び 9 つの特別会計の令和 3 年度歳入歳出決算について報告いたします。

決算認定に付する関係書類は、地方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条第 2 項の規定により調製した歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書です。

それでは、1 ページをお開きください。

令和 3 年度加美町一般会計歳入歳出決算書。

歳入です。款ごとの収入済額について報告し、その他の欄については省略させていただきます。

1 款町税、収入済額 26 億 26 万 2,914 円。

2 款地方譲与税、収入済額 2 億1,494万4,000円。

3 款利子割交付金、収入済額90万6,000円。

4 款配当割交付金、収入済額816万1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、収入済額932万6,000円。

6 款法人事業税交付金、収入済額3,354万4,000円。

7 款地方消費税交付金、収入済額 5 億6,230万7,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、収入済額204万1,938円。

9 款環境性能割交付金、収入済額1,926万4,000円。

2 ページをお開きください。

10 款地方特例交付金、収入済額5,360万1,000円。

11 款地方交付税、収入済額59億7,092万6,000円。

12 款交通安全対策特別交付金、収入済額330万1,000円。

13 款分担金及び負担金、収入済額2,770万1,622円。

14 款使用料及び手数料、収入済額 1 億2,827万8,523円。

15 款国庫支出金、収入済額19億6,101万7,242円。

16 款県支出金、収入済額10億7,079万6,412円。

17 款財産収入、収入済額 1 億9,555万5,666円。

3 ページをお開きください。

18 款寄附金、収入済額 1 億6,122万5,371円。

19 款繰入金、収入済額 5 億4,583万5,161円。

20 款繰越金、収入済額 3 億3,045万450円。

21 款諸収入、収入済額 3 億1,518万216円。

22 款町債、収入済額13億1,190万円。

歳入合計、予算現額156億6,251万4,000円、調定額155億8,602万1,316円、収入済額155億2,652万5,515円、不納欠損額1,124万6,039円、収入未済額4,824万9,762円。

続きまして、4 ページ、歳出です。款ごとの支出済額を報告し、その他の欄については省略させていただきます。

1 款議会費、支出済額 1 億2,876万8,963円。

2 款総務費、支出済額25億4,133万6,341円。

3 款民生費、支出済額38億7,803万2,641円。

4 款衛生費、支出済額11億7,465万3,594円。

5 款労働費、支出済額42万8,640円。

6 款農林水産業費、支出済額 6 億4,087万7,861円。

7 款商工費、支出済額 3 億8,859万3,364円。

8 款土木費、支出済額13億2,362万1,641円。

5 ページをお開きください。

9 款消防費、支出済額 4 億3,630万9,238円。

10 款教育費、支出済額24億1,697万4,409円。

11 款災害復旧費、支出済額8,161万7,532円。

12 款公債費、支出済額15億5,049万9,146円。

13 款予備費、支出済額ゼロ。

歳出合計、予算現額156億6,251万4,000円、支出済額145億6,171万3,370円、翌年度繰越額 1 億9,353万7,000円、不用額 9 億726万3,630円。

6 ページをお開きください。

歳入歳出差引残額 9 億6,481万2,145円、うち基金繰入額 4 億7,000万円。

令和 4 年 9 月 6 日提出、加美町長猪股洋文。

次に、国民健康保険事業等 9 つの特別会計について、実質収支に関する調書により報告させていただきます。

242ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額27億7,751万円。 2、歳出総額26億1,351万6,000円。 3、歳入歳出差引額 1 億6,399万4,000円。 4、翌年度へ繰り越すべき財源なし。 5、実質収支額 1 億6,399万4,000円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額9,000万円。

253ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額 2 億6,269万円。 2、歳出総額 2 億5,836万8,000円。 3、歳入歳出差引額及び
5、実質収支額ともに432万2,000円。 6、基金繰入額ゼロ。

279ページをお開きください。

介護保険特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額33億5,437万7,000円。 2、歳出総額31億4,738万1,000円。 3、歳入歳出差引額

及び5、実質収支額ともに2億699万6,000円。6、基金繰入額ゼロ。

288ページをお開きください。

介護サービス事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1,286万円。2、歳出総額1,065万円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに221万円。6、基金繰入額ゼロ。

295ページをお開きください。

加美郡介護認定審査会特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額733万2,000円。2、歳出総額427万4,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに305万8,000円。6、基金繰入額ゼロ。

302ページをお開きください。

霊園事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額492万2,000円。2、歳出総額137万7,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに354万5,000円。6、基金繰入額ゼロ。

309ページをお開きください。

町営駐車場事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額316万9,000円。2、歳出総額211万9,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに105万円。6、基金繰入額ゼロ。

328ページをお開きください。

下水道事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額10億1,019万8,000円。2、歳出総額9億8,862万5,000円。3、歳入歳出差引額2,157万3,000円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額453万円。5、実質収支額1,704万3,000円。6、基金繰入額ゼロ。

338ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億17万円。2、歳出総額9,443万7,000円。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともに573万3,000円。6、基金繰入額ゼロ。

次に、財産に関する調書ですが、339ページから公有財産、物品、基金の決算年度中の増減高等を記載しております。なお、詳細については省略させていただきます。

以上、一般会計及び9つの特別会計の令和3年度歳入歳出決算に関する報告を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（齋藤 純君） 上下水道課長です。

令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

357ページをお開き願います。

（1）収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収入、当初予算額5億3,100万円、補正予算額350万円、合計5億3,450万円。決算額5億2,524万2,134円。予算額に比べ決算額の増減925万7,866円の減。決算額のうち仮受消費税1,389万9,381円。

支出です。

第1款水道事業費用、当初予算額5億3,100万円、補正予算額350万円、小計5億3,450万円。合計5億3,450万円。決算額4億9,632万5,223円。不用額3,817万4,777円。決算額のうち仮払消費税3,099万5,474円。

次のページに進みます。358ページです。

資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、当初予算額286万1,000円、小計286万1,000円。合計286万1,000円。決算額286万1,000円。

支出です。

第1款資本的支出、当初予算額1億4,190万円、補正予算額4,400万円の減、小計9,790万円。合計9,790万円。決算額9,613万9,198円。不用額176万802円。決算額のうち仮払消費税307万8,750円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,327万8,198円は、過年度分損益勘定留保資金7,019万9,488円、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円及び当該年度消費税資本的収支調整額307万8,750円で補填いたしました。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。代表監査委員、ご登壇の上、報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） 代表監査委員の小山でございます。時間も押し迫っておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度加美町決算審査意見書のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項並びに同法241条第5項の規定により、審査に付されました令和3年度加美町一般会計・特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況を示す書類について審査を行い、8月30日、町長へ審査意見書を提出いたしました。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和3年度加美町一般会計及び加美町国民健康保険事業特別会計ほか8つの特別会計の歳入歳出決算と財産に関する調書です。

審査は令和4年7月15日から8月9日まで行い、審査の手續といたしましては記載のとおりでございます。

2ページをお開き願います。

審査の結果は、審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書などは関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証書類等照合した結果、総じて誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理はおおむね適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は関係帳簿等照合した結果、総じて誤りのないものと認められ、基金の運用状況も妥当であると認められました。

決算の総括に入らせていただきます。

令和3年度の決算規模は、歳入総額が230億5,975万3,043円、うち一般会計が155億2,652万5,515円、特別会計で75億3,322万7,528円。歳出総額は216億8,246万1,531円、うち一般会計が145億6,171万3,370円、特別会計は71億2,074万8,161円、差引残額は13億7,729万1,512円、うち一般会計は9億6,481万2,145円、特別会計で4億1,247万9,367円となっております。

3ページ以降につきましては、時間の都合上、詳細は割愛させていただきますことをあらかじめご了承賜りたいと思います。

会計別決算状況は、3ページ、表1に示してあるとおり、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源4,405万5,000円を差し引いた実質収支は9億2,075万7,000円、特別会計全体では、453万円を差し引くと実質収支は4億794万9,000円となり、いずれも黒字決算となっております。

普通会計で分析しました決算状況は、4ページ、表3に示してあります。

実質収支は9億2,615万1,000円の黒字、単年度収支も3億2,484万3,000円の黒字、実質単年

度収支は1億3,513万4,000円の黒字と、7年ぶりに黒字に転じております。

6ページ、表6は主要財務比率の年度別推移を示しております。

令和3年度では、財政力指数0.347、経常収支比率84.8%、実質公債費比率7.5%となっております。

町債の状況は、表7をご覧ください。令和3年度末現在高は合計で175億8,613万5,000円で、前年度末現在高より5億8,021万8,000円が減少しております。

8ページからは、一般会計の決算状況です。

実質収支額は9億2,075万7,145円のうち、地方自治法の規定による財政調整基金繰入額は4億7,000万円です。翌年度繰越額は4億5,075万7,145円となっております。

表10の下段をご覧ください。不納欠損額は1,124万6,039円、収入未済額は4,824万9,762円です。

10ページの町税状況では、収入済額は前年度より6,552万7,104円減の26億26万2,914円、不納欠損額は217万5,949円、収入未済額は2,658万9,231円となっております。

次のページの住宅使用料の収納状況では、収入済額が7,648万2,200円、不納欠損額が907万90円、収入未済額は1,553万4,800円です。

表14の歳出決算状況では、支出済額は145億6,171万3,370円、翌年度繰越額は1億9,353万7,000円、執行率は93.0%です。

20ページからは、特別会計の決算状況です。

特別会計の収納状況につきましては、国民健康保険税は表33、後期高齢者医療保険料が表36、介護保険料は表40、下水道使用料等の収納状況につきましては、31ページの表57、浄化槽使用料等の収納状況につきましては、32ページの表61で示してあるので、ご確認いただきたいと思っております。

公有財産の状況につきましては、34ページからになります。

普通財産において、土地では、やくらいゴルフ場等の売払い、建物では、ホテルやくらいウエストの譲渡により減少しております。

36ページをご覧ください。

基金につきましては、当年度末現在高は63億7,654万7,158円で、前年度末より2億1,272万5,058円増額しております。

なお、当年度におきまして、土地売払収入9,500万円を原資に、公共施設等総合管理基金、また、まち・ひと・しごと創生応援寄附金1,151万円を原資に、地方創生推進基金を造成して

おります。

結びに、本年度の決算状況は、一般会計に特別会計を合わせました総決算額は、歳入230億5,975万円、歳出216億8,246万円で、決算収支は13億7,729万円の黒字、実質収支も13億2,871万円の黒字、また実質単年度収支につきましても2億2,567万円の黒字となっております。

一般会計歳入歳出決算の状況は、前年度に比べ歳入では7.4%の減、歳出は9.7%の減となりました。これらは、いずれも令和2年度で実施された新型コロナウイルス感染症対策による特別定額給付金給付事業がなくなったことにより大幅な減少となったものです。決算収支は9億6,481万円の黒字、実質収支も9億2,076万円の黒字、財政調整基金から2億円取り崩しておりますが、実質単年度収支につきましても1億3,400万円の黒字となっております。

前年度と比較した歳入における7.4%の減少は、町税で6,553万円、国庫支出金で20億6,807万円、繰入金で2億9,860万円などの減額が影響したものです。

一方、地方交付税で2億677万円、県支出金で2億1,726万円、財産収入で1億955万円、寄附金で6,441万円、町債で3億3,030万円などが増加しております。

歳出の9.7%の減少は、総務費で18億8,897万円、消防費で1億3,225万円、災害復旧費では1億1,386万円などが減額したことによるものです。

一方、民生費では4億6,294万円、衛生費で1億1,502万円などが増加しております。

普通会計におけます歳入の構成では、特定財源が28.2%で前年度より5.6ポイントの減、依存財源におきましては72.2%と2.0ポイント減となっており、いずれも特別定額給付事業に関する補助金の減少によるものです。

歳出の構成を見ますと、義務的経費が子育て世代への経済対策などにより6.3ポイント増加し41.9%、投資的経費においては、単独事業としての中新田公民館整備事業があり、1.0ポイント増加し11.0%、その他の経費におきましては7.2ポイント減少しております。

町税等の徴収状況及び使用料収入等の状況は記載のとおりであり、各課におけます滞納整理の充実強化や収納努力は評価するものであります。

なお、不納欠損額は、町税で217万6,000円、国民健康保険税で153万2,000円、住宅使用料では907万円、後期高齢者医療保険料では6,400円、介護保険料で6万8,000円、下水道使用料等では130万円となっております。今回、住宅使用料の不納欠損におきましては、令和4年3月の議会定例会におきまして議決されました14人分501万7,490円の権利の放棄した分もこの額に含まれております。

総評。

令和3年度は、予算編成方針に基づき、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しで質の改善を図り、政策効果の高い歳出に転換することとし、「善意と資源とお金が循環する、人と自然にやさしいまち」づくりを目指し、地方創生の推進や第二次加美町総合計画を実現しながら、厳しい財政状況の下、複雑多様化する行政需要にも対応してきております。

普通会計歳入総額は、前年度より7.7%減少しておりますが、その要因として、町税、使用料及び手数料、コロナ関連の国庫支出金、繰入金などの減額が影響しております。一方、地方交付税、県支出金、財産収入、寄附金等は増額しております。なお、地方交付税は前年度より3.6%増加しましたが、町税全体では2.5%減少しております。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費は人件費等は減少しておりますが、扶助費が増加し、前年度より5.9%の増、投資的経費におきましては1.7%の減、その他の経費では、大崎地域広域行政事務組合負担金と加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金の減額などで、各種支援給付事業の減額により22.0%と大幅な減少となっております。

令和3年度の主要財務比率は、普通交付税や臨時財政対策債などが増額したことにより、経常収支比率は前年度より6.4ポイント改善され84.8%となりましたが、高止まりの状態にあると思われまます。

また、実質公債費比率は7.5%、将来負担比率も31.1%と改善されてきておりますが、今後も財政硬直化を進展させないよう、継続して行財政改革に取り組む必要があると思われまます。

まとめ。

本町は、人口減少や少子高齢化の進展など多種多様な課題を抱えながら、里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現を目指し、地方創生などを活用した各種事業に積極的に取り組んでおります。

また、本年度も新型コロナウイルス感染症対策や経済支援対策などに行政としての取組に対してスピード感と柔軟性が求められた年度でもありました。

また、財政の硬直化を是正するために、令和3年度を行財政改革集中期間の初年度と位置づけた取組が始まりました。

コロナ禍の影響は、様々な事業やイベントにも及び、中止を余儀なくされたものも多くあります。

エネルギー関連では、かみでん里山公社が電気料の削減とエネルギーの地産地消に成果を上げつつありましたが、電力市場価格の高騰などで、次年度より中新田浄化センターと4つの観光施設については、東北電力ネットワーク株式会社に切り替わることとなりました。

本町の財政は、税などの自主財源が3割程度であり、多くを地方交付税などに依存している状況にあり、他の団体と比較しても財政力は高い水準にあるとは言えません。また、地方交付税も、合併による特例加算が終了し、令和元年より一本算定に切り替わっております。

今年度は、財政調整基金の取崩し額を当初予算の5億円から2億円まで縮減することができ、実質単年度収支も7年度ぶりに黒字に転じました。行財政改革集中期間初年度として好スタートを切りましたが、これは国の補正による普通交付税の追加交付がなされたことなどが要因となっており、行財政改革の成果とは一概には言えないと思います。

今後も経常的経費は増え続けていくと推測され、行財政運営における財源の確保が懸念されます。

経常収支比率は84.8%と前年度より6.4ポイント改善されておりますが、普通交付税の追加交付などの特殊要因もありますので、比率の経年推移を注視していく必要があると思われま

す。また、財政の硬直化を進める要因でもあります扶助費や公共施設の維持費などは増加の傾向にあり、財政の健全化を図ることは喫緊の課題であると考えます。

町においては、今後も住民福祉の増進に努めていただくとともに、行財政改革と徹底した予算の執行管理にも努めていただきたいと思います。

本年度も、ふるさと納税の寄附拡大を図った結果、前年度より4,736万円増えて1億6,993万円となり、貴重な財源となっております。引き続き寄附拡大に向け取り組んでいただきたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の兆しが見えず、地域社会に大きな影響を及ぼし続けていることから、対策等に引き続き万全を期されることを望むものです。

続きまして、令和3年度加美町水道事業会計の決算審査意見書についてご報告申し上げます。

1ページをお開き願います。

審査の結果は、審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されており、当該年度末における財政状況及び経営は適正に表示されており、事業も総じて経営努力され、かつ事務処理も適正であることを認めました。

5ページをお開き願います。

水道使用料の収納状況は、収入済額は4億7,704万4,201円、不納欠損額が78万7,371円、収入未済額が4,437万3,286円で、収納率は91.4%で前年度より0.2ポイント向上しております。

6ページの損益計算書をご覧ください。

経常利益は1,784万3,843円、営業利益は2,662万5,712円、特別損失78万7,371円、当年度純利益は2,583万8,341円、当年度未処分利益剰余金は6,084万8,836円となっております。

財政状況につきましては、8ページの貸借対照表をご覧ください。

資産合計が30億8,227万1,418円、負債合計では10億6,017万1,445円、資本合計が20億2,209万9,973円となっております。

11ページをお開き願います。

結びに、令和3年度の業務実績は、給水人口2万1,884人で前年度より425人減少し、給水普及率は99.55%で0.01ポイント増加しております。年間配水量は、前年度より9万5,000立方メートル減の250万2,000立方メートルで、年間配水量の58.4%に当たる146万立方メートルが広域水道事業からの受水量となっております。また、有収水量は207万2,000立方メートルで、有収率は82.81%で前年度より1.14ポイント改善されております。

建設改良では、施設の長寿命化を図るため、設備や機器類の更新が計画的に執行されております。

次に、経営内容を損益計算書で見ますと、事業収益は前年度より1,235万円減の4億8,134万円、事業費用は1,649万円減の4億5,472万円となっており、当年度純利益は2,583万円の前年度より411万円増額しております。

また、有収水量は、1立方メートル当たりの供給原価は208円83銭、給水原価は210円8銭で、給水原価が1円25銭上回っております。給水状況は、1人当たりの1日平均給水量は259リットル、年間無効水量の割合は、前年度の11.4%から10.2%に改善されております。引き続き、有収率向上等に努められたいと思います。

今後も、水資源を有効的に活用していくためには、施設の長寿命化を図り、近年頻発している自然災害におきましても安定した水の供給ができるよう、施設水準の向上に努められたいと思います。

また、水道使用料の収納状況は、収入未済額においても現年分、滞納繰越分ともに前年度より減少し、収納率も91.4%と前年度より0.2ポイント向上しております。適切な対応等による収納努力は評価するものであり、今後も収納率向上に向け取り組んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、記録的な大雨で被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症対策並びに大雨災害対応にご協力いただきました関係者の皆様、そして職員の皆様に感謝申し上げ、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和3年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は令和3年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。委員会設置条例第9条の規定によりまして、令和3年度決算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。

午後5時06分 散会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月8日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 伊藤 淳

署名議員 尾出 弘子